第3章　目標の実現に向けた取組

1　県土のエリアに即した取組

（1） 丹沢エリア

取組の方向性

ブナ林の立ち枯れやニホンジカによる林床植生の衰退、土壌流出などの自然環境の劣化からの再生を目指して、ブナ林等自然林の保全・再生、公益的機能を発揮するための森林整備、ニホンジカの管理、自然公園の適正利用を図るための取組を進めます。

[丹沢エリアの位置と拡大図]

主な取組

＜ブナ林等自然林の保全・再生対策の推進＞

丹沢山地の標高800m以上に分布するブナを主体とした森林の生態系を保全することを目指して、高標高域を中心に植生劣化が進行している場所で森林を再生させるため、「丹沢大山自然再生計画」及び「かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」に基づいて、植生保護柵※等による林床植生の回復を通じた更新木の保護・育成、希少植物の保護・回復及び土壌保全対策、ブナハバチ※防除対策、事業効果モニタリング※等を組み合わせた対策を段階的・順応的に実施します。

植生保護柵の設置状況

＜地域特性に応じた森林整備の推進＞

水源かん養機能など公益的機能の高い森林づくりを目指して、「かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」に基づいて、水源の森林づくり事業を実施するとともに、市町村が主体となって取り組む水源林の確保・整備や森林所有者が行う間伐などの森林整備を支援します。

また、県営林※や保安林の整備等を通じて、森林の持つ公益的機能の発揮を図ります。

※ は、用語集に記載のある用語

<ニホンジカの管理>

生物多様性の保全とニホンジカ地域個体群の安定的存続を目指して、「ニホンジカ管理計画」に基づいて、丹沢山地の中高標高域において、ニホンジカによる過度の採食を受けて衰退した林床植生を回復させるための管理捕獲※を実施します。また、森林整備の実施箇所周辺において、森林整備の効果が損なわれることのないよう管理捕獲を実施し、林床植生を回復させることでニホンジカの生息環境の改善を図ります。

高標高域でのシカ管理捕獲の様子

また、ニホンジカの生息状況や植生の状況などをモニタリングして、管理捕獲や森林整備を通した生息環境改善の効果を検証し、計画及び事業の見直しに反映します。

<自然公園の適正利用の推進>

丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の自然環境の保全と適正利用を推進するために、普及啓発、登山道や休憩施設、環境配慮型の山岳公衆トイレ等の自然公園施設の整備と維持管理を行うとともに、パークレンジャー※や県自然公園指導員による巡視及び普及啓発、ボランティア等との協働による登山道の補修や山中のゴミの撤去などを行います。

登山道補修作業

〔丹沢大山の自然再生のイメージ〕

対策前

○ 高標高域を中心に大気汚染（オゾン※等）や土壌の乾燥化等による水ストレス、ブナハバチの大発生による葉食被害の複合的な影響でブナの立ち枯れが増加し、ニホンジカの採食影響により森林の更新が阻害され、植生が衰退している状態。

○ オーバーユースによって登山道が荒廃し、土壌流出や裸地化が進行している状態。

対策後

○ 植生保護柵やブナハバチ防除対策などの各対策により、林床植生が回復し、ブナ等の稚樹が成長している状態。

○ 登山道が適切に維持管理され、皆がマナーを守って自然公園を利用している状態。

※ は、用語集に記載のある用語

地域の取組　丹沢エリア

● 天然水の森丹沢ビジョン

自然再生プロジェクトとして、2014（平成 26）年度にサントリーホールディングス株式会社と県は「天然水の森丹沢ビジョン」を策定して、100 年先の未来の森林づくりに向けて、丹沢県有林内で渓畔林の整備や巨木林、針広混交林への転換に連携して取り組んでいます。

● 丹沢大山クリーンピア 21

企業・各種団体及び行政機関等（令和５年３月末現在 81 団体(休会含む)）が協働して、丹沢大山国定公園及びその周辺で「ゴミ持ち帰り運動」の普及啓発を行うとともに、ボランティア団体等の協力を得ながら清掃活動を行っています。

● 丹沢大山自然再生委員会

丹沢山地で発生していた自然環境の衰退について、問題発生の新たな仕組みを探るため、県民・NPO・学識者・企業などの多様な主体により丹沢大山総合調査実行委員会が組織され、2004（平成 16）年度から 2005（平成 17）年度の２か年をかけて「丹沢大山総合調査」が実施されました。

調査結果に基づき、丹沢大山総合調査実行委員会により自然再生の基本的な方向性と新たな仕組みを示した「丹沢大山自然再生基本構想」が策定され、丹沢の自然再生に取り組む新しい仕組みとして、NPO、企業、マスコミ、団体、自然環境保全の専門家や県を含む行政など数多くの主体の協働により、2006（平成 18）年 10 月 24 日に、丹沢大山自然再生委員会が設立されました。

神奈川県の自然再生事業や、新たに企業・団体が取り組む自然再生プロジェクトなど、基本構想に基づいて行われる多様な主体との協働による自然再生事業について、助言評価と支援を行っています。

● 丹沢の緑を育む集い実行委員会

広大な丹沢山地で自然環境保全対策を効率的に実施するためには、県民の自発的な協力が必要であることから、1998（平成 10）年度に各種団体及び行政機関による「丹沢の緑を育む集い実行委員会」を組織し、植樹事業のほか、ウラジロモミ等をニホンジカの採食から守るための防護ネット設置事業などをボランティアとの協働で実施しています。

（２） 箱根エリア

取組の方向性

箱根山地等の景観と生態系の保全などを図るため、自然公園の適正利用を図る取組を進めるとともに、公益的機能を発揮するための森林整備やニホンジカ・ニホンザルの管理などの取組を推進します。

［箱根エリアの位置と拡大図］

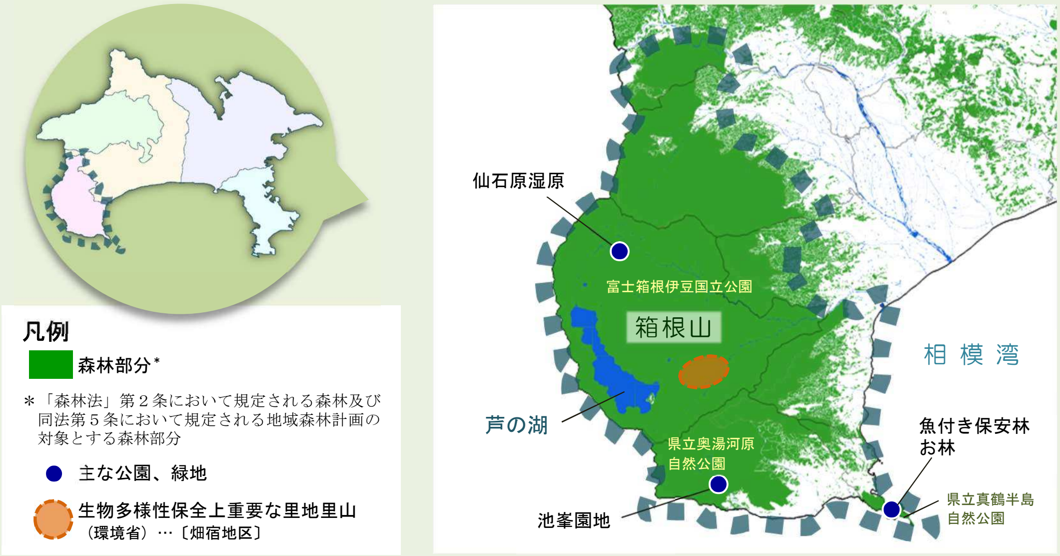

主な取組

＜自然公園の適正利用の推進＞

富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）、県立真鶴半島自然公園及び県立奥湯河原自然公園の自然環境の保全及び適正利用を推進するため、歩道、園地等の県有自然公園施設の維持管理を行うとともに、国立公園では、国、市町、ボランティア等が連携して進める自然公園の利用マナーの向上に向けた普及啓発や外来植物の除去等の取組に協力します。

補修を行った箱根外輪山周廻歩道

池峯園地での水生生物調査
（奥湯河原自然公園）

＜地域特性に応じた森林整備の推進＞

水源かん養機能など公益的機能の高い森林づくりを目指して、「かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」に基づいて、水源の森林づくり事業を実施するとともに、市町が主体となって取り組む水源林の確保・整備や森林所有者が行う間伐などの森林整備を支援します。

また、県営林や保安林の整備等を通じて、森林の持つ公益的機能の発揮を図ります。

＜ニホンザル・ニホンジカの管理＞

ニホンザル西湘地域個体群について、地域個体群を維持しつつ、農作物被害、生活被害及び人身被害を防止するため、「ニホンザル管理計画」に基づいて市町を中心に地域が主体となって行う捕獲や追い払いなどの取組を財政的、技術的に支援します。

また、ニホンジカの分布拡大による被害の拡大を防止するために、「ニホンジカ管理計画」に基づいて市町が行う管理捕獲や被害防除対策を支援するとともに、国とも連携して、モニタリングによって生息状況を把握しながら、森林の林床植生の衰退を防止するための対策に取り組みます。

地域の取組

箱根エリア

● 仙石原湿原の保全〈箱根町〉

希少な生態系が残る仙石原湿原の環境を、維持・向上していくため、国、県、町の協働により、「仙石原湿原保全計画」を策定して、各種モニタリング調査をしながら、シカ及びイノシシの侵入防止、外来生物対策、草刈りなどを実施しています。

また、こうした保全活動を地域住民、公園利用者及び観光事業者に普及啓発したり、一般向けに自然観察会を実施するなど理解促進に努めています。

仙石原湿原の野焼き

● 魚つき保安林「お林」〈真鶴町〉

魚つき保安林は、魚群誘致や漁場保全の目的で植林、または育成・保全されてきた森林として指定されたものです。

2014（平成 26）年度に企業、町民、漁協等と真鶴町が連携した「魚つき保安林保全プロジェクト」を立ち上げ、お林調査を実施しました。2017（平成 29）年度にはお林保全協議会を設置して、お林保全方針を定めています。

お林

（３） 山麓の里山エリア

取組の方向性

生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持するため、里地里山の保全等の促進や地域における農地等保全の共同活動への支援、野生鳥獣との棲み分けに向けた対策などを進めます。また、市町村等による森林整備への支援、里山自然環境を生かした都市公園の整備や管理運営及び緑地管理などを進めます。

［山麓の里山エリアの位置と拡大図］

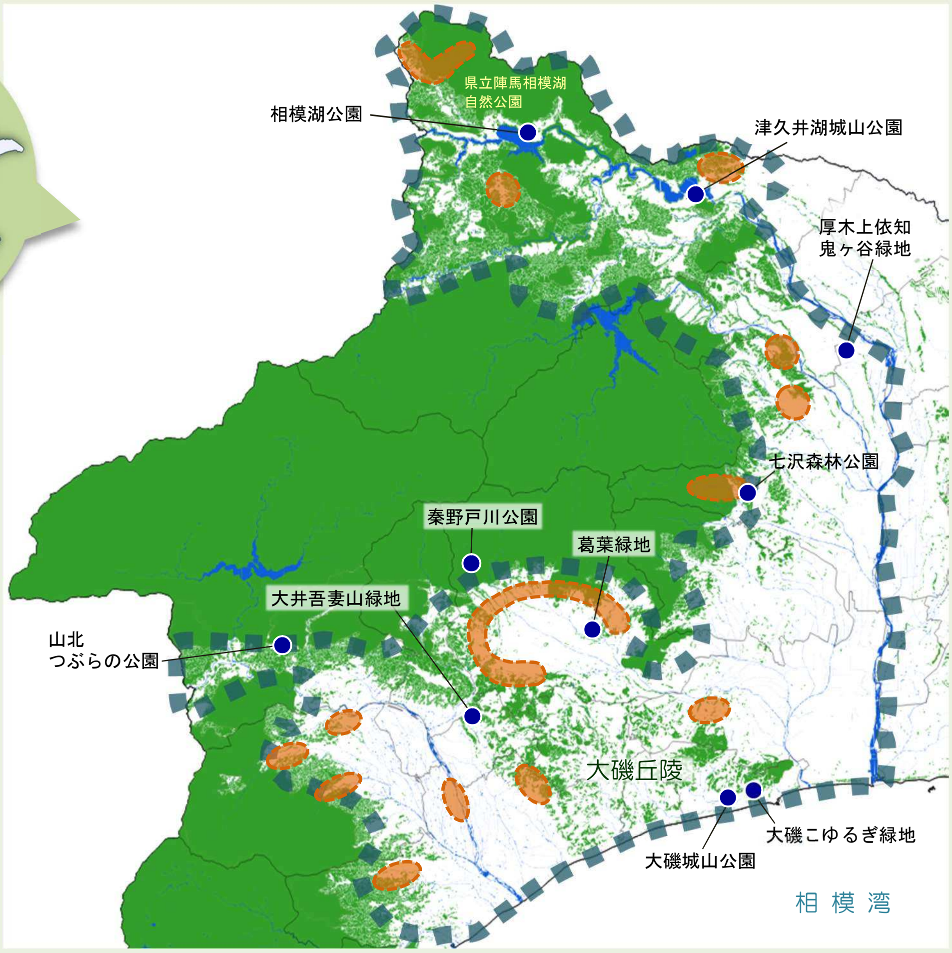

凡例

森林部分＊

＊「森林法」第２条において規定される森林及び同法第５条において規定される地域森林計画の対象とする森林部分

● 主な公園、緑地

生物多様性保全上重要な里地里山（環境省）
〔佐野川の里山、篠原の里、小松・城北地区、八菅山・尾山、中金井ほたるの里、七沢、土沢、秦野市域内の里山、上曽我、東栢山、内山、矢倉沢、大雄町五本松・原、久野〕

主な取組

＜里地里山の保全等の促進＞

生物多様性の保全など里地里山の有する多面的な機能を発揮し、次の世代へ継承するため、里地里山保全等地域の選定や、保全活動を行う団体への支援を行い、里地里山の保全、再生及び活用を促進します。

また、里地里山の保全等に取り組む団体と企業、大学等との連携強化を促進するとともに、都市住民等の里地里山の保全等への参加や県民理解を促進します。

田植え体験（秦野市蓑毛）

＜農業の有する多面的機能の発揮の促進＞

農業の有する多面的機能の発揮を図るため、地域ぐるみで行う農地や農業用水、農道等の適切な維持・保全活動や、山あいの条件が不利な地域等における農業生産活動への支援を行います。

また、堆肥を使用した土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を推進します。

＜野生鳥獣との棲み分け＞

農作物被害や生活被害、人身被害など野生鳥獣との軋轢を軽減していくため、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシの管理を含めて、地域が主体となって取り組む鳥獣の捕獲や追い払い、防護柵の設置、藪の刈り払い等の対策を支援します。

また、特定外来生物に指定されているアライグマによる生活被害や農作物被害を防止し、懸念されている生態系への影響を軽減するため、「アライグマ防除実施計画」に基づき市町等と連携して捕獲などの対策に取り組みます。

柵の見回り点検指導
（相模原市緑区名倉地区）

〔鳥獣の棲み分けのイメージ〕

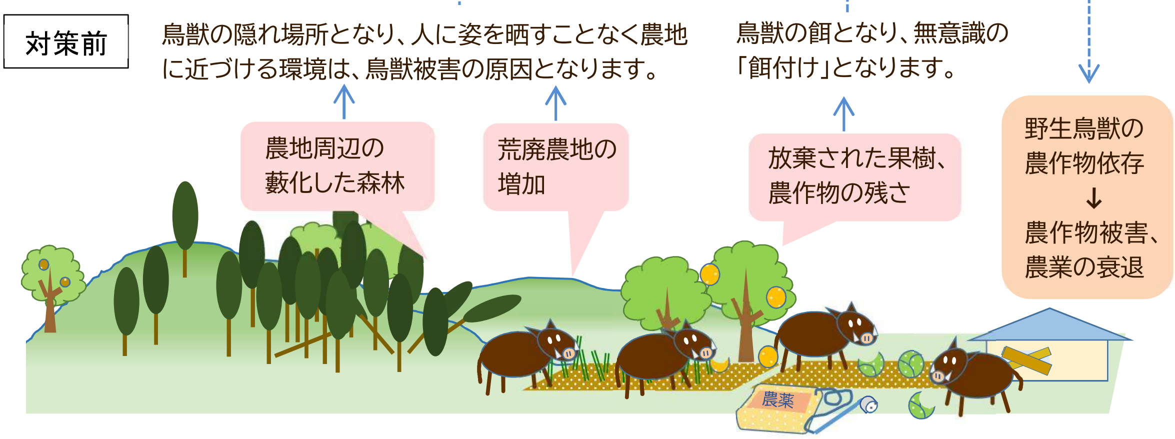

担い手の不足などを背景とした耕作放棄地の増加や、放棄された果樹や農作物の残さが、イノシシなどの鳥獣を人里や里山へ引き寄せます。
農地周辺に鳥獣が定着し、農作物被害が深刻化することは、農林業者の営農意欲低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせます。

鳥獣にとっての隠れ場所、餌をなくし、人里、里山へ出没してこない環境にしていくことで、被害軽減と人と鳥獣との棲み分けを図ります。

＜地域特性に応じた森林整備、自然公園の施設整備、都市公園の整備及び管理運営＞

市町村を主体とする水源林の確保・整備や森林所有者等が行う森林整備への支援などを行うとともに、県立陣馬相模湖自然公園の施設整備と維持管理を行います。

また、山麓の里山の自然を生かした山北つぶらの公園などの都市公園の整備や管理運営を行います。

地域の取組

山麓の里山エリア

● 生き物の里、里山ボランティア養成研修〈秦野市〉

秦野市では、希少な野生生物が生育・生息している谷戸田や湧水地を「生き物の里」に指定し、地域と連携して保全活動をおこなっているほか、里山ボランティア養成研修を開催して、新規参入者を呼び込み、里山管理の継承に努めています。

左：生き物の里（柳川）エコスクールの様子
右：里山ボランティア養成研修の様子

● あつぎこどもの森公園における取組〈厚木市〉

厚木市では市民団体と連携し、樹林地や草地、谷戸など豊かな自然環境を有する同公園内で生物多様性の保全に向けた取組を進めています。草丈に高低差をつけた草刈りや水田、湿地の整備など生きものの生息環境に配慮した管理を行うほか、ホトケドジョウやホタルの生息状況調査、自然観察会や環境エコツアーなどを実施し、生物多様性の向上と市民等への意識啓発を図っています。

環境エコツアーの様子

● 町と県立秦野・西丹沢ビジターセンターによる企画展示〈山北町〉

山北町では2020（令和２）年度から2023（令和５）年度にかけて、県立秦野・西丹沢ビジターセンターとの共催で、丹沢の動植物等の自然の紹介やそれらに影響を与える要因についてパネル展示を行い、生物多様性保全の普及啓発を図ってきました。

山北町と県立秦野・西丹沢ビジターセンターによる企画展示

（４） 都市・近郊エリア

取組の方向性

都市に残された身近な自然を保全するため、都市公園の整備や管理運営を行うとともに、トラスト制度※など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、里地里山の保全等の促進、環境保全型農業の推進などの取組を進めます。

［都市・近郊エリアの位置と拡大図］

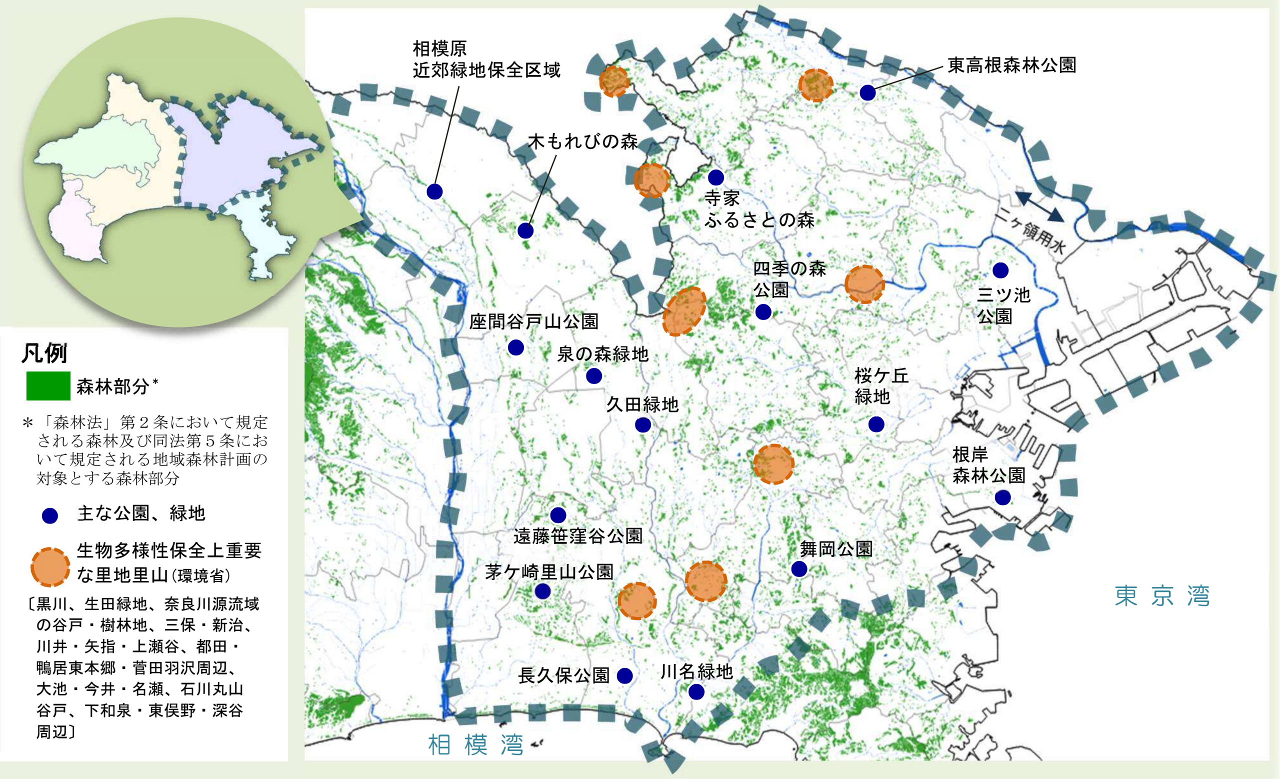

主な取組

＜都市公園の整備及び管理運営＞

里山の特徴を生かした茅ケ崎里山公園や自然生態観察公園としての座間谷戸山公園など、自然環境の保全と活用を視点とした都市公園の整備や、自然とのふれあいや学習も含めた管理運営を行います。

座間谷戸山公園における自然観察会

＜トラスト制度などによる緑地の保全＞

市町による特別緑地保全地区等の指定に協力するとともに、規制等による保全が困難な優良な緑地を保全するため、かながわトラストみどり基金を活用した緑地の買入れを行います。

また、身近なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいく「かながわのナショナル・トラスト運動※」を推進します。

＜里地里山の保全等の促進＞

里地里山の有する多面的な機能を発揮し、次の世代へ継承するため、里地里山保全等地域の選定や、保全活動を行う団体への支援を行い、里地里山の保全、再生及び活用を促進します。

また、里地里山の保全等に取り組む団体と企業、大学等との連携強化を促進するとともに、都市住民等の里地里山の保全等への参加や県民理解を促進します。

※ は、用語集に記載のある用語

＜農業の有する多面的機能の発揮の促進＞

農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農地や農業用水、農道等の適切な維持・保全など、地域ぐるみの共同活動を支援するとともに、堆肥を使用した土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を推進します。

＜アライグマ防除対策等の推進＞

特定外来生物に指定されているアライグマによる生活被害や農作物被害を防止し、懸念されている生態系への影響を軽減するため、「アライグマ防除実施計画」に基づき市町等と連携して捕獲などの対策に取り組みます。同じく特定外来生物に指定されているクリハラリスについても、市町等と連携して捕獲などの防除に取り組みます。

地域の取組　**都市・近郊エリア**

- **横浜みどりアップ計画〈横浜市〉**

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009（平成 21）年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

市民の森、緑地保存地区、源流の森保存地区など、市独自の制度を含む様々な緑地保全制度により樹林地を守っています。

横浜市内に残るまとまりのある樹林地

- **さがみはら生物多様性ネットワーク〈相模原市〉**

相模原市では、2016（平成 28）年に市民、団体、事業者、行政等が相互に連携及び協力して生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を行っていくことを目的に「さがみはら生物多様性ネットワーク」を設立しました。本ネットワークでは、シンポジウムの開催、普及啓発動画の作成や会報紙の発行など、生物多様性に関する普及・啓発に取り組んでいます。

生物多様性シンポジウム

- **藤沢市生物多様性センター及び同サテライトセンター〈藤沢市〉**

藤沢市は、2023（令和５）年４月に長久保公園及び遠藤笹窪谷公園に、生物多様性に関する情報発信及び体験活動等の拠点として、生物多様性センター及び同サテライトセンターを設置しました。この両センターが互いに連携して、生物多様性について、わかりやすく伝え、学び、体験の場として展開していきます。

左：長久保公園（生物多様性センター）
右：遠藤笹窪谷公園
（生物多様性サテライトセンター）

（５） 三浦半島エリア

取組の方向性

三浦半島に残された自然を保全するため、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、地域資源を生かした自然とのふれあいや体験学習の場の提供、環境保全型農業の推進、特定外来生物に指定されているアライグマ等の防除などの取組を進めます。

［三浦半島エリアの位置と拡大図］

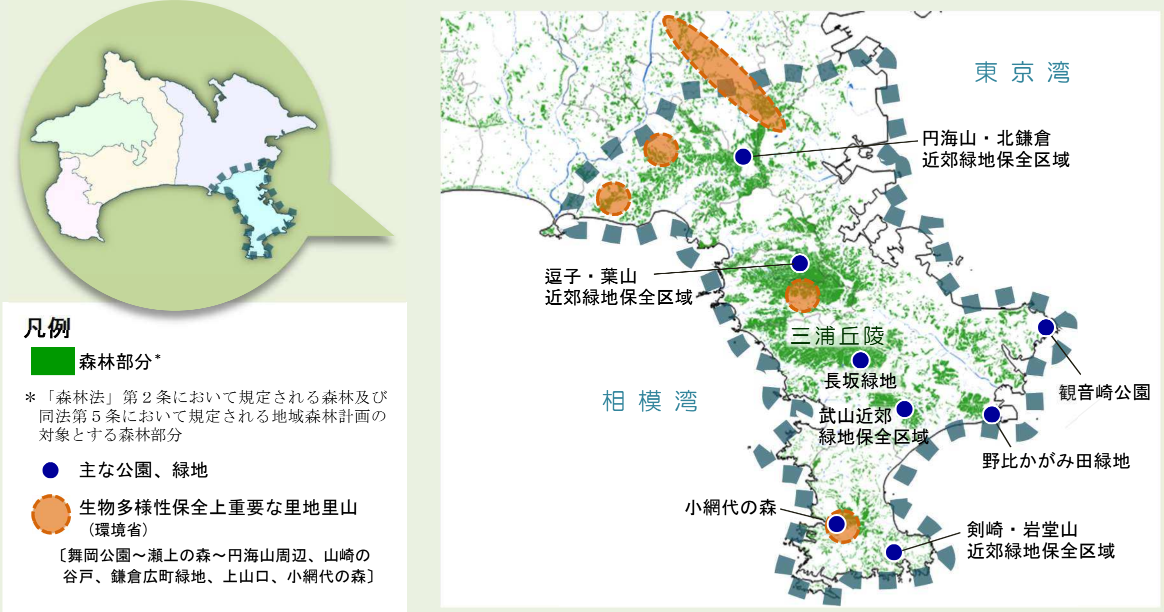

主な取組

＜地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都保存法」という。）及び首都圏近郊緑地保全法を活用して大規模緑地を保全するとともに、市町が行う特別緑地保全地区等の指定に協力します。県有地として取得した緑地については、防災工事など計画的な維持管理等によって質の向上を図り、小網代の森などでは、企業、地域住民、団体、市町などとの連携による緑地の保全活動を実施します。

景観等に配慮した防災工事の実施
（鎌倉市笛田）

また、住民や団体等による里地里山などの保全活動を支援するとともに、規制等による保全困難な優良な緑地を保全するため、かながわトラストみどり基金を活用した緑地の買入れを行います。さらに、身近なみどりを守り、次の世代に引き継いでいく「かながわのナショナルトラスト運動」を推進します。

＜都市公園の整備及び管理運営＞

自然環境を保全・活用した都市公園の整備や適切な管理運営を行います。

また、自然体感ハイキングなどのイベントの開催を通じて、国営公園の必要性について県民への周知を図るなど、三浦半島国営公園（仮称）の誘致活動を進めます。

＜地域資源を生かした自然とのふれあいの推進＞

自然環境を保全することの大切さについて理解を促進するため、緑地や海岸など三浦半島の自然を生かして小網代の森、観音崎公園などにおいて体験学習や自然とふれあう取組を推進します。

また、第一次産業が盛んな地域特性を生かした農業体験や観光農園等に関する情報提供を行います。

自然の森観察会（観音崎公園）

農業理解促進イベント

＜農業の有する多面的機能の発揮の促進＞

農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農地や農業用水、農道等の適切な維持・保全など、地域ぐるみの共同活動を支援するとともに、堆肥を使用した土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を推進します。

＜アライグマ防除対策等の推進＞

特定外来生物に指定されているアライグマによる生活被害や農作物被害を防止し、懸念されている生態系への影響を軽減するため、「アライグマ防除実施計画」に基づき市町等と連携して捕獲などの対策に取り組みます。同じく特定外来生物に指定されているクリハラリスについても、市町等と連携して捕獲などの防除に取り組みます。

地域の取組　三浦半島エリア

- **学区の自然体験事業〈横須賀市〉**

市内の小学校へ講師を派遣して、環境出前授業を実施しています。本事業の特徴は、生徒たちが授業の中で学区内の自然に触れ合うことにより、生徒たちが身近な場所で自然を発見し、関心を持つことを目的にしていることです。生徒たちは身近な自然に触れ合うことで、生物多様性について学んでいます。2017（平成 29）年度から 2019（令和元）年までモデル事業として実施した後、2022（令和４）年度から事業化し、校数を増やして実施しています。

小学校での授業の様子

- **里山的環境保全・活用事業〈横須賀市〉**

横須賀市では三浦半島の谷戸景観を残す長坂緑地や野比かがみ田緑地を中心に、湿地や斜面林に生息する多様な生物の生息地を保全するため、市民、事業者、行政が連携しながら、里山をモデルにした水田再生や雑木林の手入れを継続的に行い、市民が身近な自然にふれあえる環境づくりをしています。

2023（令和５）年度には、野比かがみ田緑地が、環境省の自然共生サイトに申請して認定されました。

＊ 野比かがみ田緑地は 2020（令和２）年度に都市公園として公告され、2022（令和４）年度から主に指定管理者により整備されています。

上：長坂緑地
下：野比かがみ田緑地

（６） 河川・湖沼及び沿岸エリア

取組の方向性

生きものにとって、かけがえのない生息・生育環境となっている河川・湖沼及び沿岸域を保全していくため、生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業などを進めます。

［河川・湖沼及び沿岸エリアの位置］

主な取組

＜自然環境に配慮した川づくり＞

魚類の生息に重要な瀬と淵の創出、自然石や木を用いた河川構造物、コンクリート護岸の表面を土で覆い緑化するなど、多自然川づくり※を推進します。

また、水源として利用している河川の自然浄化や水循環の機能を高めるため、河床に自然石を敷く、河床を水が浸透する工法をとるなど、市町村が行う河川水路等の環境整備を支援します。

整備に合わせて土で護岸を覆い、植生を施した小出川の多自然川づくり
（寒川町大曲 鷹匠橋上流）

＜総合的な土砂管理と海岸の保全＞

土砂が生産される上流域から海岸域までの連続性を捉え、それぞれの地域における土砂移動の特性※を踏まえた土砂の生産の抑制や流出の調節等の対策により、適切な土砂の流れを回復し、災害の防止、生態系の回復・保全などを図ります。

海岸侵食が進む相模湾沿岸では、総合的な土砂管理による「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」の一環として、計画的な養浜など各海岸の状況に応じた侵食対策を実施します。

また、海岸保全施設の整備に当たっては、事前に生態系について調査・分析し、生きものの生息・生育環境の保全に配慮します。

※ は、用語集に記載のある用語

＜沿岸域の環境保全＞

水産資源をはぐくむ藻場の消失を防ぐための対策、磯焼けで消失した藻場の再生のための研究及び、水質浄化作用が見込まれる二枚貝の増養殖の振興等により、漁場環境の改善を図るとともに、漁業者等に藻場の再生に係る技術的な助言・指導を行います。

キャベツを食べるムラサキウニ（キャベツウニ）

水産技術センターでは、磯焼け対策で除去されるムラサキウニを有効活用するため、流通規格外の三浦産キャベツを餌として、身入りや色彩を良くするなど、品質向上による利用促進を進めています。

早熟性カジメの育成の様子

水産技術センターでは、相模湾で重要な海藻である「カジメ」を増やすため、通常のカジメより早く成熟し次世代を残すことで藻場再生の効果が高いと期待される「早熟性カジメ」の研究をしています。

＜持続可能な水産業の推進＞

持続可能な水産業を推進するため、魚種ごとに資源管理指針・方針を策定し、主要な水産資源のモニタリング等を行いながら、適切な資源管理を推進するとともに、種苗の放流等に適している種や放流量の目標などを定めて計画的かつ効果的に栽培漁業※を推進します。

東京湾では、埼玉県、千葉県及び東京都とともに、富栄養化の原因物質である窒素及びりんの流入の総量規制を行い、水質の改善・維持を図ります。

＜水域の生態系保全に関する調査研究＞

川や湖に生息する魚類の生息環境の改善や生態系復元の研究、水生生物等の資源・生態の調査、遺伝的多様性に配慮した栽培漁業の試験研究、希少魚の遺伝子保存の研究など水域の生態系保全に関する調査研究に取り組みます。

コラム７

遺伝的多様性に配慮した栽培漁業の試験研究

～ 代理親魚技術による遺伝的多様性のある稚魚の生産 ～

県内各地では栽培技術によって生産したヒラメの稚魚を盛んに放流してきましたが、近年、ヒラメ資源の遺伝的多様性を確保することが求められています。

本来、天然魚の親ヒラメから採卵・育成して放流することがよいと思われますが、天然ヒラメは飼育が大変難しく、さらに得られる卵量も少ないことから、稚魚を大量かつ安定的に生産することがとても困難です。

そこで本県では、これまで開発した病気に強く飼育が容易な養殖用のヒラメ（代理親魚）に、複数の天然魚の精原細胞（卵子や精子のもととなる細胞）を移植し、様々な天然魚由来の遺伝子を持つ稚魚を効率的に生産する技術（代理親魚技術）の開発に取り組みました。

ヒラメ(代理親魚)への精原細胞移植

※ は、用語集に記載のある用語

地域の取組　**河川・湖沼及び沿岸エリア**

- **丹沢在来ヤマメ保全の取組**

丹沢では在来のヤマメが絶滅の危機に瀕していますが、その保全と活用について、水産技術センター内水面試験場、日本大学、漁業協同組合、釣り人などが連携して対策を講じています。丹沢在来のヤマメの調査、増殖研究、産卵場造成などによる保全対策に取り組んでおり、半天然魚の増殖や放流試験など、水産資源への利用も検討しています。

ヤマメ調査の様子

- **相模川クリーン作戦、境川クリーンアップ作戦、道志川美化活動〈相模原市〉**

相模原市内を流れる、相模川及び境川それぞれの流域で、市民等の河川美化に対する意識の向上を図り、市民や自治会、河川保護団体、企業等と行政が連携した大規模な美化活動が毎年行われています。また、道志川においても河川保護団体等と行政が連携した美化活動が行われています。

相模原市提供
相模川クリーン作戦

- **川崎市東扇島東公園の人工海浜（かわさきの浜）〈川崎市〉**

川崎市の自然海岸は埋立で消滅しましたが、東扇島の埋立地に人工海浜が造られています。東京湾内の海洋生物が流入し、海草、魚類、貝類、水鳥など様々な生物が生息しており、生物多様性の観点からも貴重な浜辺となっています。市ではアマモをはじめとする周辺に生息する生物調査を実施し、市の SDGs パートナーの水族館や地元企業等と協力して海の生き物の多様性を感じ、生きものに親しむ場として人工海浜等を活用した市民参加のイベントを実施しています。

川崎市提供
川崎みなと祭りの様子
（人工海浜で採取した生きものを活用したタッチプール）

２　生物多様性の保全に資する広域的な取組

（１） 広域的な緑地保全を通じた生態系の多様性の保全

＜広域的な緑地保全の方向性＞

本県は、県西部の箱根や丹沢大山、三浦半島や足柄山地にまとまったみどりが存在しています。川崎から横浜にかけて広がる多摩丘陵は都市化されつつも、ネットワーク上に緑地が保全されています。河川は東部に多摩川や相模川や酒匂川、湖沼は芦の湖をはじめとする湖沼、海域は東京湾や相模湾など、多様な自然が都心からアクセスしやすい位置にあります。

このことは、本県の自然環境が開発で失われやすいことにも繋がっており、1972（昭和 47）年に 57.9％であった緑地率（森林面積と農用地が県土に占める割合）は、2018（平成 30）年には 46.9％まで低下しています。さらに、開発により緑地の孤立化が進むと、動植物の個体間の交流を困難にさせるとともに、ほかの個体群との交流の機会を失わせ、繁殖に必要となる個体数が確保できなくなるなど、動植物種の絶滅や減少、生物多様性の損失をもたらします。

このような条件の下、本県では概ね図 21 のような法制度を活用した緑地保全が行われています。

横浜市、川崎市、相模原市の緑地は主にそれぞれの政令指定都市によって保全され、ほかの地域でも各市町村の協力の下で保全されています。今後もこのような枠組みを維持しつつ、「トラスト緑地」や「自然共生サイト※」など、規制的でない補完的な仕組みを活用しながら保全します。

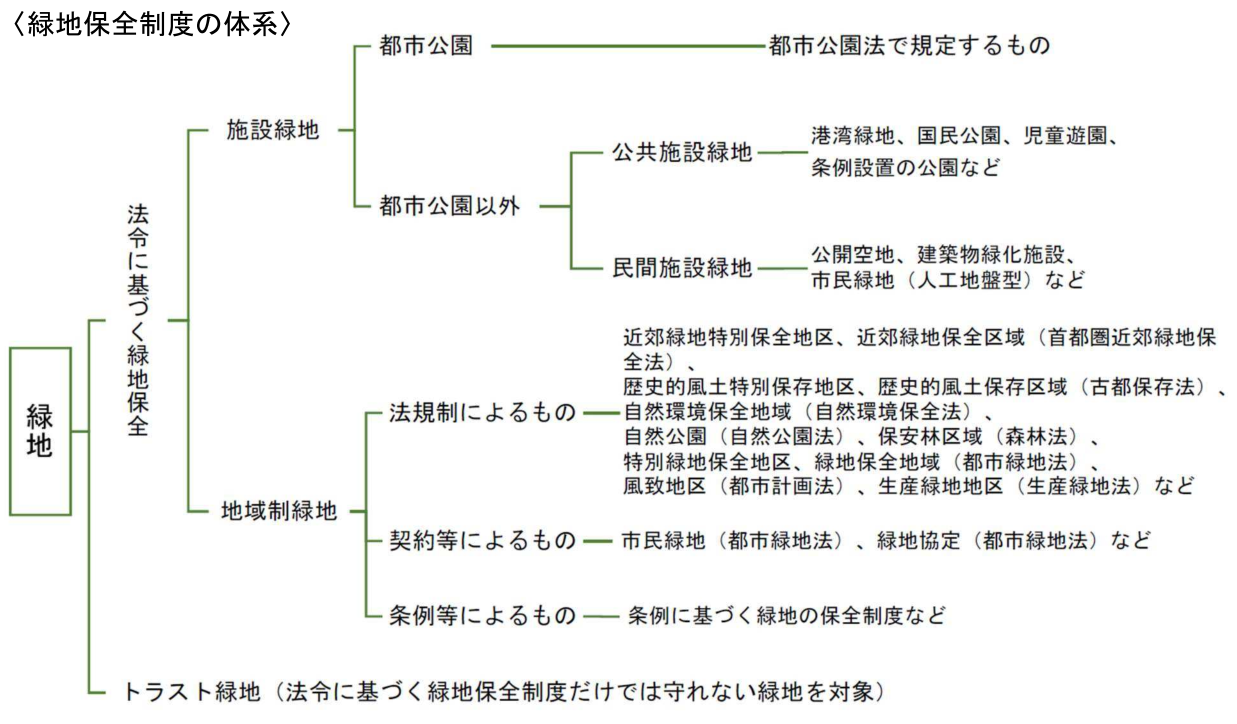

＊ 緑地保全制度の順番は、制度の性格を踏まえ、都市緑地制度の性格の強い順に、さらに規制の強い順に配置しています。

図21　緑地保全制度の体系

緑地保全により、動植物の生息・生育拠点として生物多様性の保全に寄与するとともに、レクリエーション、防災、地域らしさのある景観の形成など、様々な機能が発揮されます。

なお、生物多様性を確保していくためには、緑地の量を確保するのみならず、動植物の生息・生育環境を改善するなど緑地の質の向上を図ることが大切です。

※ は、用語集に記載のある用語

① 近郊緑地特別保全地区（近郊緑地保全区域）

近郊緑地保全区域は、首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏近郊整備地帯内の緑地のうち、無秩序な市街化のおそれが大きい地域で、その防止効果があるなど一定の要件に該当する区域を保全するために国土交通大臣が指定するものです。県内では、多摩・三浦丘陵に残された大規模緑地を中心に指定されています。

このうち、近郊緑地保全区域内の枢要な部分について、県（政令指定都市内においては、当該市）は都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができ、県内では三浦市の小網代の森のほぼ全域や円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の一部などを指定しています。近郊緑地特別保全地区に指定されると、建築物の建築等一定の行為について、知事（市の区域は市長）の許可が必要となります。この規制によって土地利用に著しい支障を来たした場合は、地方公共団体等による土地の買入れ制度等があります。

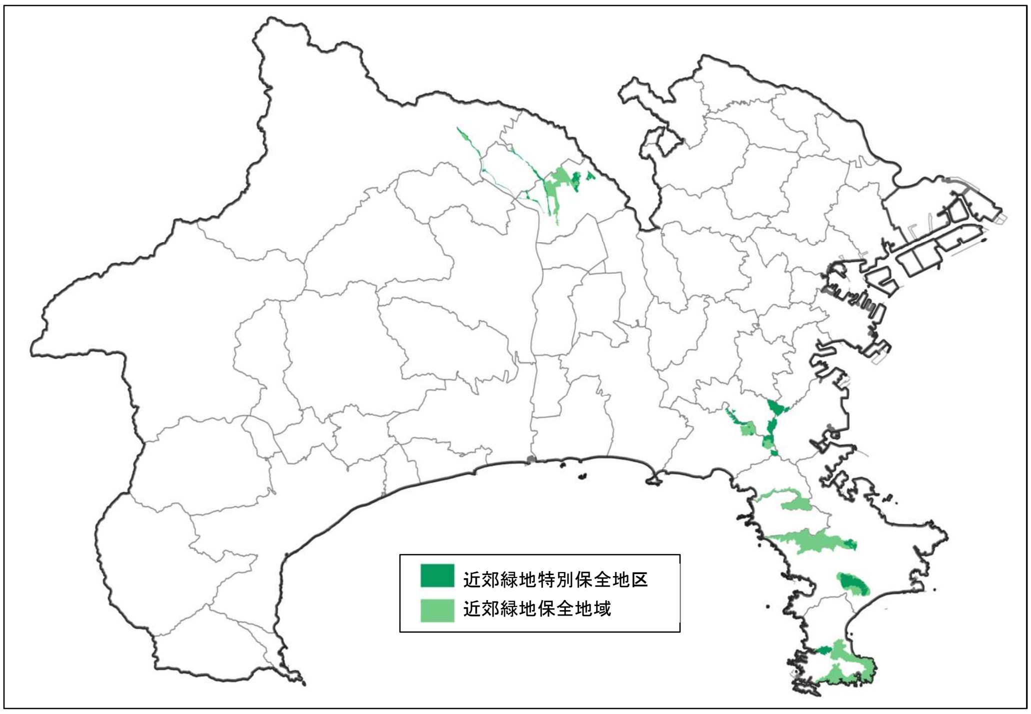

図22　近郊緑地特別保全地区（近郊緑地保全区域）の現況図　[2023(令和5)年３月現在]

現在の近郊緑地特別保全地区は、引き続き指定を維持しつつ、民有緑地においては、民有のまま緑地の機能が維持・保全されるよう官民連携します。

本県の自然環境の骨格となる大規模緑地、地域における特徴的な自然景観を有する緑地、多様な野生生物の生息・生育環境として良好な生態系が維持されている緑地など特に良好な自然環境を有する緑地について、開発動向などを踏まえて、市町の協力を得ながら指定を検討します。

三浦半島においては、ネットワーク状に保全されている近郊緑地保全区域の自然の保全・再生・活用を図り、首都圏や海外からも多くの人が訪れ、楽しめるよう、半島全体を魅力ある「公園」のような空間とすることを目指し、その中核となる国営公園の設置の早期実現と、緑の保全・活用の促進について、国に要望します。

県は、ＮＰＯや緑地の維持管理・利活用を行う団体が緑地の機能を増進し、保全のための利活用ができるよう努めます。

鎌倉近郊緑地特別保全地区
（鎌倉市今泉　円海山・北鎌倉）

逗子・葉山近郊緑地特別保全地区
（逗子市及び葉山町）

② 歴史的風土特別保存地区（歴史的風土保存区域）

歴史的風土特別保存地区は、古都保存法が定める「古都」において、同法に基づいて国土交通大臣が指定する歴史的風土保存区域のうち、歴史的風土の保存上、枢要な部分を構成している地域について、県知事が都市計画に基づいて定める地区です。歴史的風土特別保存地区では、建築物の建築等一定の行為を行うときは、知事の許可が必要となります。この規制によって土地利用に著しい支障を来たした場合は、県による土地の買入れ制度等があります。

本県では、鎌倉市と逗子市が、古都保存法に基づく古都として定められており、国が歴史的風土保存区域として 989ha を、県が歴史的風土特別保存地区として 573.6ha を指定して古都の歴史的風土を保存しています。

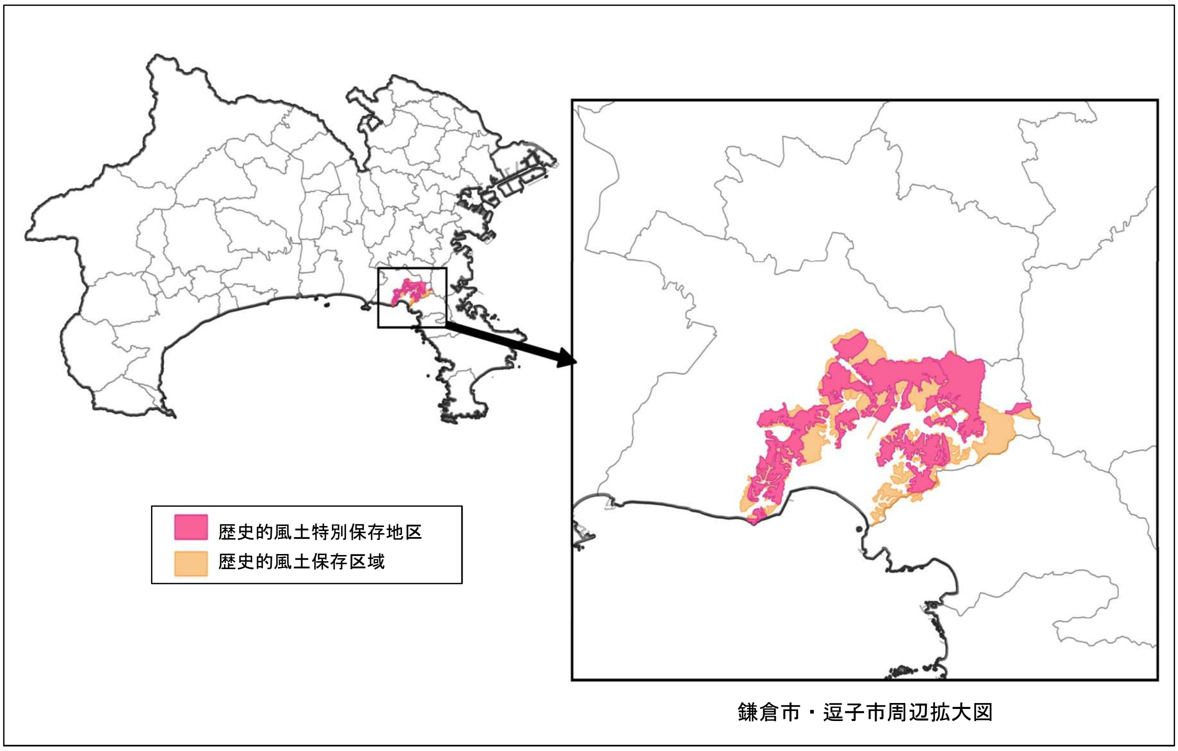

図23　歴史的風土特別保存地区（歴史的風土保存区域）の現況図　[2023(令和５)年３月現在]

歴史的風土特別保存地区
（鎌倉市扇ヶ谷 寿福寺）

こうして保全された緑地は、古都の歴史的景観を構成している一方、住宅地と急峻な斜面緑地が近接しているという地形的条件により、台風や大雨等による緑地の倒木で崖下の民家に被害を与えることがあります。このため、災害の危険性が高い県有緑地では、倒木の恐れがある樹木の伐採や法面の防災対策工事を進めます。

今後、現在の歴史的風土特別保存地区については、引き続き指定を維持するとともに、歴史的風土の枢要な部分を構成している地域のうち、維持・保存の対策を講ずべき地域について、市の協力を得ながら必要に応じて指定も検討します。

③　自然環境保全地域

自然環境保全地域は、自然環境保全条例に基づき、優れた天然林や植物の自生地などの良好な自然環境を有する地域を指定するもので、本県では自然公園周辺部の良好な自然環境を有する地域や都市部の比較的小規模ではあるが良好な自然環境を有している緑地などを指定しています。

このうち、相模原市の石砂山地区を、特に良好な自然環境を有している特別地区として指定しています。自然環境保全地域に指定されると、建築物の建築等一定の行為について知事への届出（特別地区は許可）が必要となります。

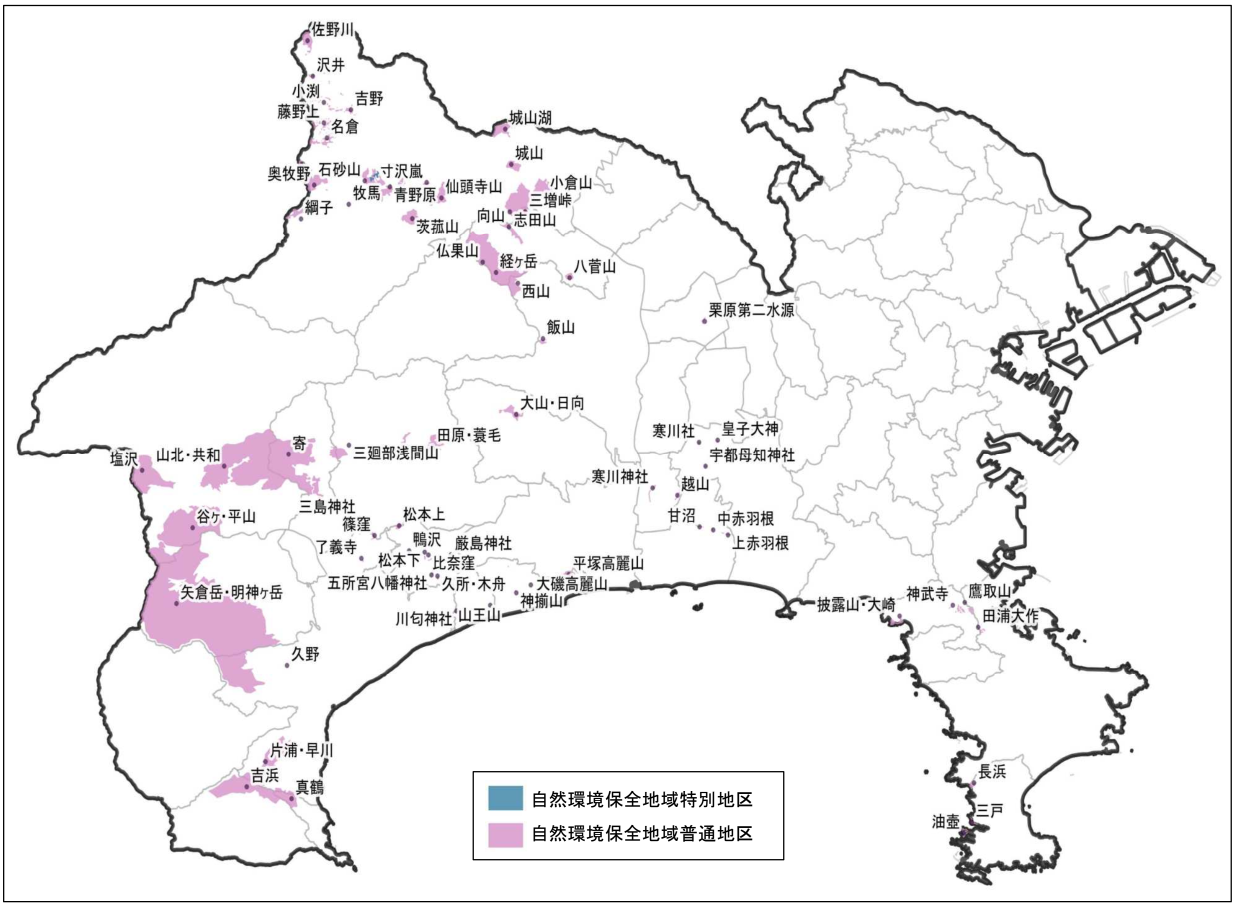

図24　自然環境保全地域の現況図　[2023(令和５)年３月現在]

現在の自然環境保全地域については、原則として指定を維持するとともに、多様な野生生物の生息・生育環境として良好な生態系が維持されている緑地など、良好な自然環境を有し、自然的・社会的諸条件から見て、その区域の自然環境を保全することが必要である地域について、指定を検討します。

自然環境保全地域 特別地区
（相模原市緑区牧野 石砂山）

ただし、ほかの手法の適用が可能な場合は、自然環境保全地域とは重複指定せず、原則として、特別緑地保全地区など、より保全効果が高い手法を優先的に検討することとします。

なお、自然環境保全法に基づき環境大臣が指定する地域として、ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている原生自然環境保全地域と、優れた自然環境を維持している自然環境保全地域がありますが、県内での指定はありません。

④　自然公園

自然公園には、自然公園法に基づき、環境大臣が指定する国立公園及び国定公園と、自然公園法及び神奈川県立自然公園条例に基づき、知事が指定する県立自然公園があります。

優れた自然の風景地を土地の権原に関わりなく指定し、自然公園法及び神奈川県立自然公園条例に基づいて、建築物の新築などに対する行為規制や必要な公園施設の整備・維持管理などを行うことにより、保護及び利用の増進を図っています。

また、自然公園は、自然環境の保全を目的とする関係制度と密接に連携しつつ、自然環境を体系的に保全することにより、生物の多様性の確保に寄与することから、2010（平成22）年に改正されて、法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が追加されました。

本県では、富士箱根伊豆国立公園、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、県立真鶴半島自然公園、県立奥湯河原自然公園及び県立陣馬相模湖自然公園が指定されています。

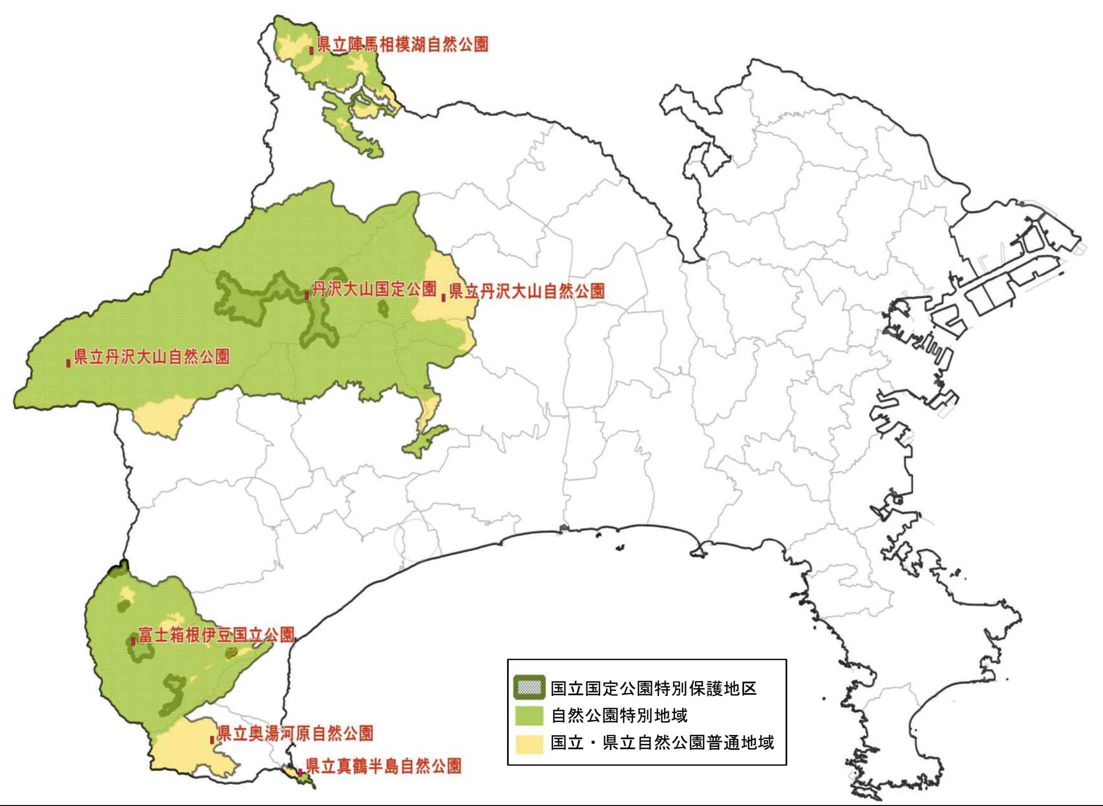

図25　自然公園の現況図　[2023(令和5)年3月現在]

丹沢大山国定公園
（山北町玄倉　不動の峰より）

富士箱根伊豆国立公園
（箱根町　大観山より）

⑤　保安林

保安林は、森林法に基づいて、水源のかん養、土砂の崩壊そのほかの災害の防備、生活環境の保全・形成等特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は知事によって指定される森林です。流域における保安林の配備状況、社会的要請、それぞれの森林の持つ特性等を踏まえ、水源のかん養、災害の防止、保健休養等の目的を達成するために保安林として指定する必要のある森林について指定します。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

⑥　鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定するもので、本県では、行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣など多様な鳥獣が生息する大規模生息地、鳥類の集団渡来地、身近な鳥獣の生息地などについて指定しています。鳥獣保護区のうち、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができます。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

鳥獣保護区に指定しなければ鳥獣の繁殖等に影響を与えるなどの状況が確認された場合は、市町村、関係者、土地所有者等と調整を行い、指定に努めます。

なお、鳥獣保護区には、知事が指定する鳥獣保護区のほかに、環境大臣が指定する鳥獣保護区がありますが、県内での指定はありません。

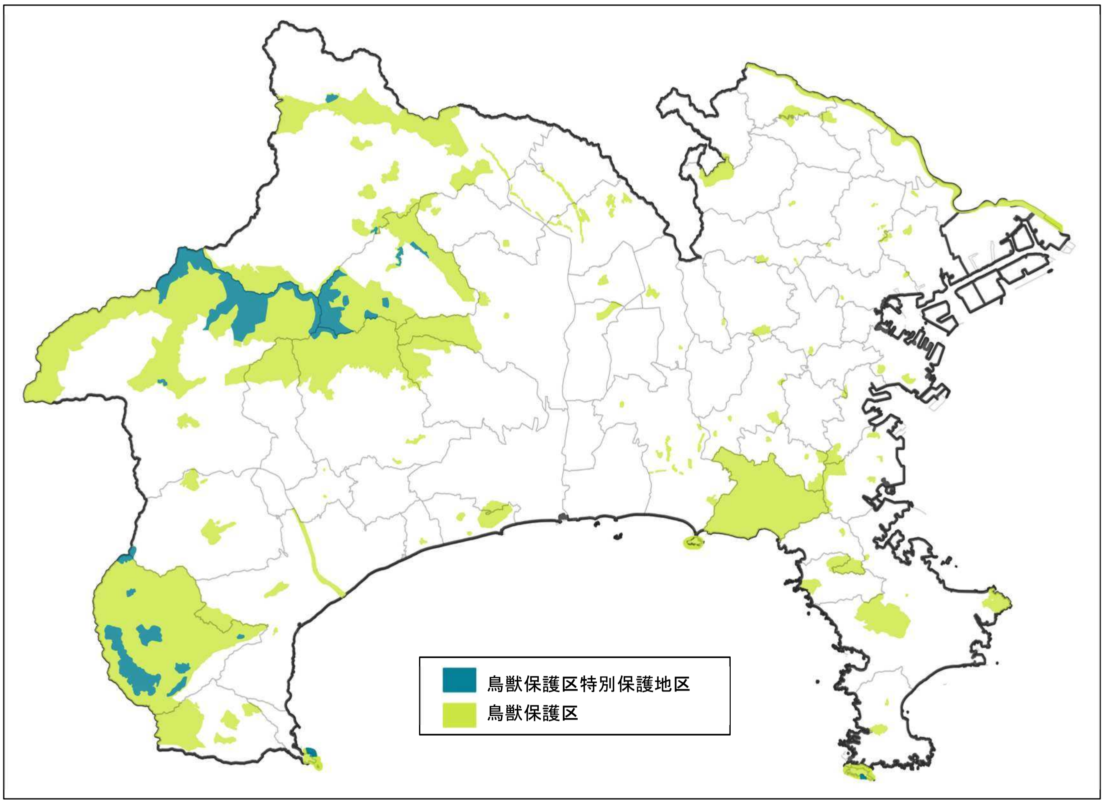

図 26　鳥獣保護区の現況図　［2023(令和５)年３月現在］

⑦　都市公園

都市公園法に基づく公園又は緑地で、原則、公有地化した上で、供用開始を公告することにより設置されます。これまでに、河川と一体的な境川遊水地公園、里山の特徴を生かした茅ケ崎里山公園などの県立都市公園を整備し、管理運営を行っています。

県では、「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」を策定して、都市公園の整備と管理運営を進めています。

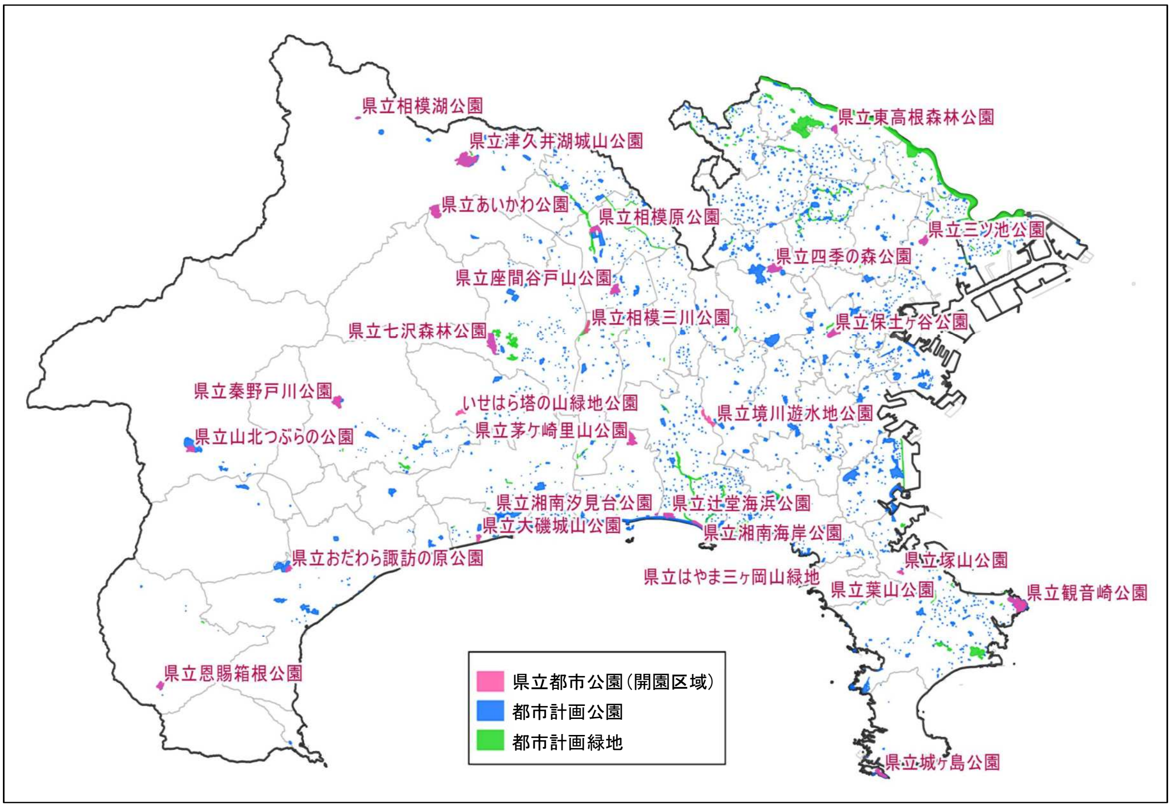

図 27　都市公園の現況図　［2023(令和5)年3月現在］

＜公園づくりの基本方針＞　「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」より抜粋

視点Ⅰ　自然環境の保全と活用

(1)生態系や生物多様性の保全、(2)地球環境問題等への地域からの対応

視点Ⅱ　災害対応の推進

(3)緊迫する自然災害への対応

視点Ⅲ　ユニバーサルデザインの推進

(4)誰もが安全・安心にすごせる公園づくり

視点Ⅳ　地域活性化への貢献

(5)歴史や文化の継承と創造、(6)地域と一体になった魅力の向上

視点Ⅴ　効率的で効果的な公園整備とサービス

(7)質の高いサービスの提供、(8)多様な主体との連携、(9)既存公園の再生、(10)都市の魅力を高める都市公園整備の着実な推進

⑧　トラスト緑地

都市緑地法など現行の法制度を最大限活用しても保全を図ることができない良好な緑地について、緑地の所有者との保存契約やかながわトラストみどり基金を活用した買入れにより保全を図っています。

かながわトラストみどり基金は、県民や企業などから寄附によって支えられている基金で、神奈川のみどりを守りたいという意志を持ったお金で、直接緑地の保全を実現する仕組みです。

トラストみどり基金を活用した緑地保全は、（公財）かながわトラストみどり財団が緑地の所有者と賃貸借契約を締結して保全するという手法も用いながら行われます。

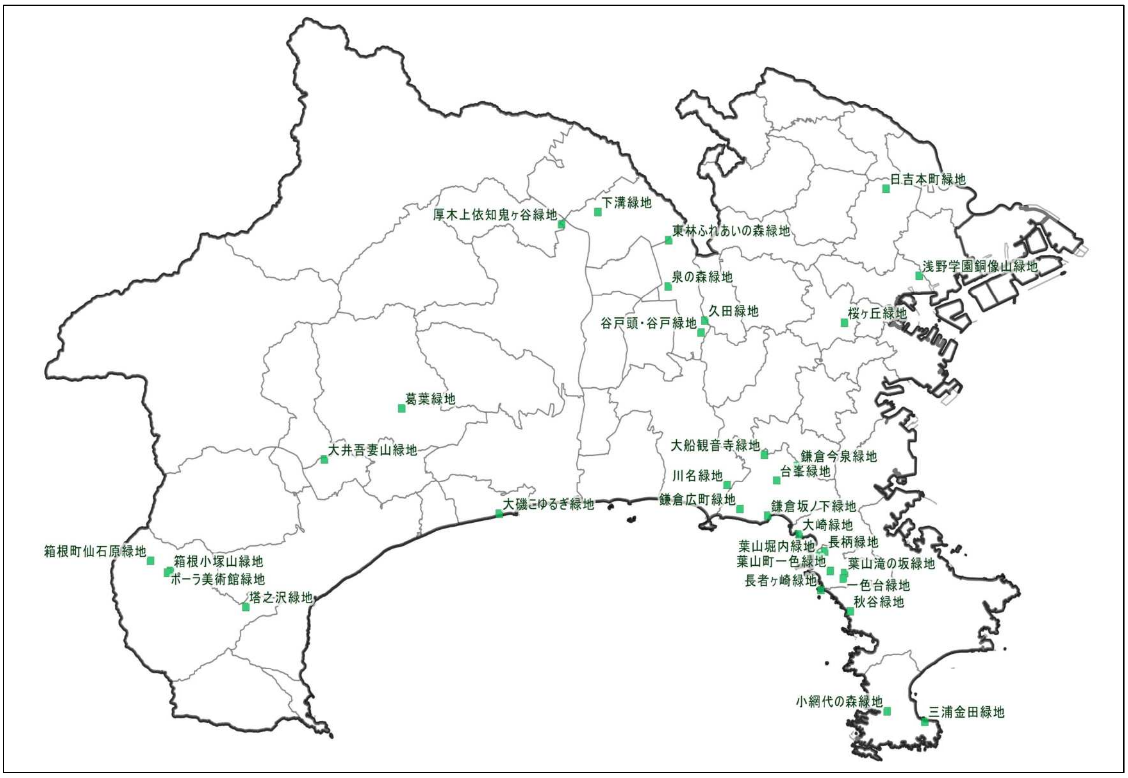

図 28　トラスト緑地の現況図　［2023(令和５)年３月現在］

なお、近年では、大規模な緑地が分断されて生じた小規模な緑地の保全の必要性が高まっていることから、2019（令和元）年度に保全対象となる緑地面積を「1ha 以上」から「3,000 ㎡以上」に引下げました。引き続き、将来に残す必要がありながら法制度により保全が困難な緑地について、緑地保存契約や買入れなどにより、緑地の保全を推進します。

東林ふれあいの森緑地（相模原市南区）

小網代の森緑地（三浦市三崎町）

⑨　特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市における良好な自然的環境となる緑地を保全するため、都市緑地法に基づき都市計画に定めるものです。都市及び都市近郊の 10ha 以上の大規模緑地を県、10ha 未満の身近な緑地を市町が指定してきました。2012（平成 24）年度からは、全て各市町の権限により指定が進められています。特別緑地保全地区に指定されると、建築物の建築等一定の行為について、知事（市の区域は市長）の許可が必要となります。この規制によって土地利用に著しい支障を来たした場合は、地方公共団体等による土地の買入れ制度等があります。

ただし、例外的に 10ha 以上、かつ２つ以上の市町をまたいで指定する場合の指定権限は、県にあります。県では、こうした複数の市町にまたがる大規模な緑地について、広域的な見地から一体の緑地として指定する必要が特にある場合には、指定を検討します。

なお、市（政令市を除く）及び町が指定する際、県との都市計画法上の法定協議が必要とされており、県は、将来にわたり良好な自然環境の保全を図る視点から協議を行います。

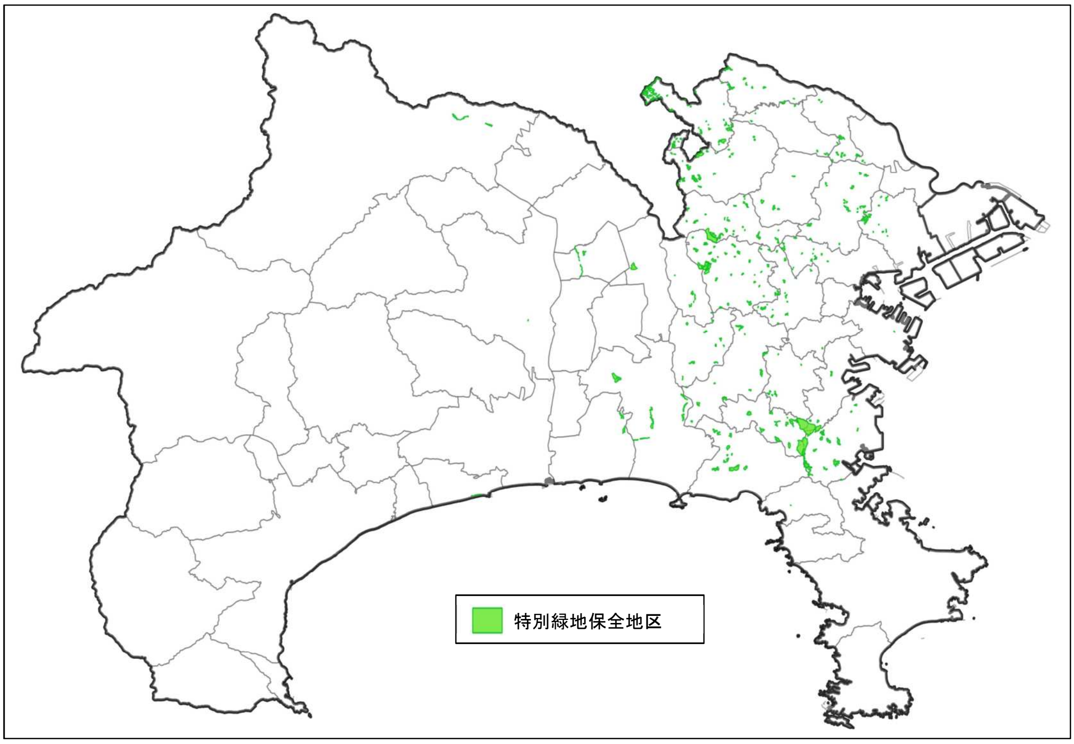

図 29　特別緑地保全地区の現況図　[2023(令和５)年３月現在]

県内では、11 市町 278 地区に 822.9ha（2023（令和５）年３月末現在）が指定され、地域特性に応じた特色ある制度活用が行われています。

とりわけ川崎市と横浜市では、開発圧の高い市街地のみどりを永続的に保全するための積極的な指定がされています。鎌倉市では歴史的風土特別保存地区を取巻く緑地が指定されており、近郊緑地特別保全地区とともに緑の骨格を形作っています。

藤沢市では市北部の谷（谷戸）の斜面林を指定し、さらに、谷戸底部は生物多様性サテライトセンターとして生物多様性の取組拠点としています。茅ヶ崎市では市北部の丘陵地が、座間市では相模川河岸段丘沿いに帯状に延びる斜面緑地が指定されています。大和市ではトラスト緑地でもある泉の森が指定され、大規模なみどりの拠点を創出しているほか、大磯町では海岸沿いの松林が指定され、隣接する都市公園と一体的となった保全が行われています。

遠藤笹窪谷特別緑地保全地区
（藤沢市遠藤）

⑩　風致地区

風致地区は、都市の風致を維持することを目的として、都市計画法に基づき都市計画に定めるものです。本県では、これまで県が樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域、史跡や神社仏閣等がある区域、良好な住環境を維持している区域等について、風致地区の指定を行ってきました。2012（平成 24）年度からは、各市町の権限により指定が行われています。風致地区に指定されると、建築物について建ぺい率や高さ制限などが強化されるほか、建築物の建築等一定の行為について、市町長の許可が必要となります。

例外的に 10ha 以上かつ２以上の市町にまたがる場合の指定権限は県にありますが、隣接する市町の土地利用方針が著しく異なるなどの状況がある場合に限り、指定を検討していきます。

市町による指定に当たっては、都市計画法に基づき県との法定協議を必要としますが、広域的視点を含め、自然環境や住環境など良好な風致を保持する視点から協議を行います。

⑪　生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域において、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適している 500 ㎡以上の農地について、生産緑地法に基づき市町が都市計画に定めるものです。県内では令和３年 12 月末現在で 1248.9ha の生産緑地が指定されています。生産緑地地区に指定されると、原則として 30 年間、建築物の建築等一定の行為について、市町長の許可が必要となります。

なお、平成 29 年に法改正により、以下の改正が行われました。

1）面積要件について、市区町村が条例により 300 ㎡以上に引下げ可能とする。
2）農作物等加工施設、農作物等直売所、農家レストランの設置を可能とする。
3）生産緑地地区の都市計画決定後 30 年経過するものについて、買取り申出可能時期を 10 年延長できる特定生産緑地制度を創設。

市町による指定に当たっては、県との法定協議を必要としますが、地域の実情に即した指定となるよう協議を行います。

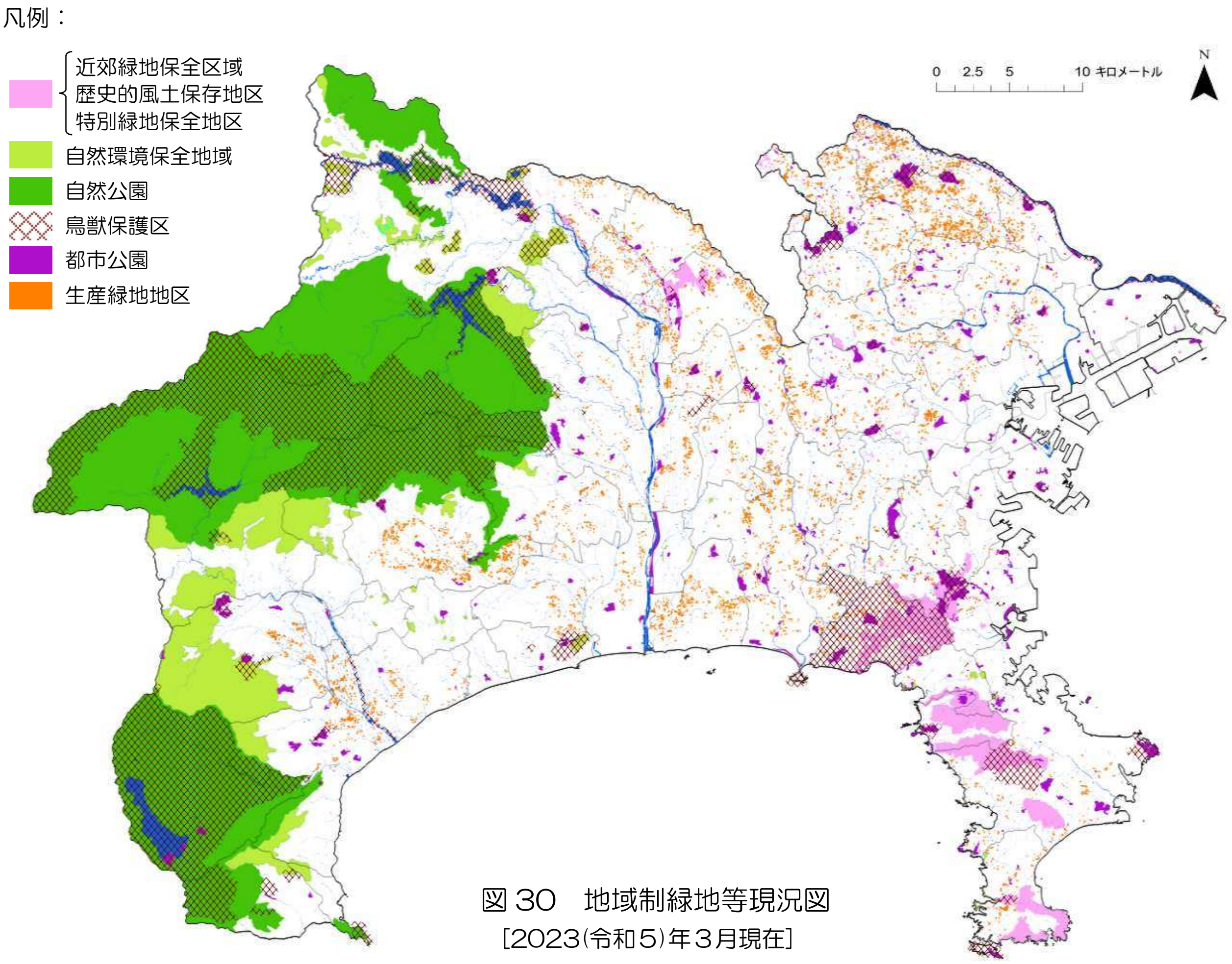

図 30　地域制緑地等現況図
[2023(令和5)年3月現在]

表３ 地域制緑地等面積一覧　[2023(令和5)年3月現在]

	地域制緑地　等	現状値*
①	近郊緑地保全区域（近郊緑地特別保全地区）	4,800 ha
②	歴史的風土保存区域（歴史的風土特別保存区域）	989 ha
③	自然環境保全地域	11,236 ha
④	自然公園	55,138 ha
⑤	保安林	52,022 ha
⑥	鳥獣保護区	43,764 ha
⑦	都市公園	5,322ha
⑧	トラスト緑地面積	116 ha
⑨	特別緑地保全地区	822 ha
⑩	風致地区	14,978 ha
⑪	生産緑地地区	1,234 ha

＊都市公園は 2022(令和４)年３月現在の面積

＜緑の基本計画による生態系の保全＞

都市緑地法に基づき市町が「緑の基本計画」の策定または改定を行うに当たっての市町から県への協議を通じて、生物多様性の保全を含め県の諸計画や施策等との整合性を図り、市町と連携して生態系の保全を図ります。

【緑の基本計画策定（改定）時の配慮として望まれること】

- **生物多様性の保全に配慮した緑の基本計画の策定（改定）**

生物多様性の保全は緑の基本計画の対象である「緑地」のもつ重要な機能の一つです。

特に、神奈川県東部のような都市化の進んだ地域においては、生きものの生息・生育環境となる緑地が分断される傾向にあり、都市における生きものの減少など、生物多様性の損失をもたらす一因となっています。

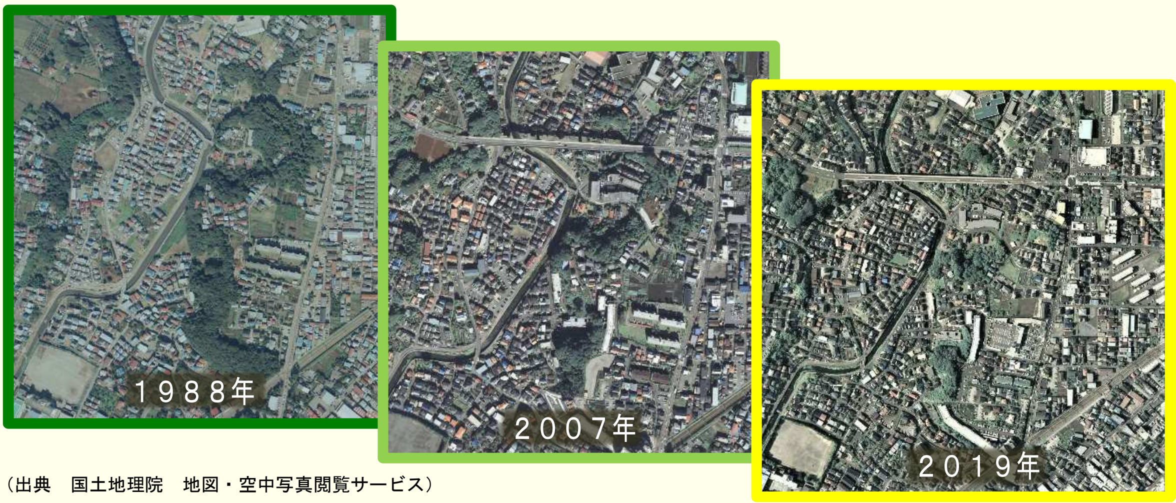

（出典　国土地理院　地図・空中写真閲覧サービス）

また、それ以外の人口減少が進む地域においても、農地や樹林地が大規模に物流倉庫や太陽光発電施設などに転用されることなどにより、生物多様性が育まれるフィールドが減り続けています。

そこで、緑の基本計画を策定するに当たり、緑の量の確保と質の向上を図るとともに、緑地の適正な配置とその有機的なネットワーク化（エコロジカルネットワーク※（図 31））を通じて、生きものの生息環境を確保していくことが望まれます。

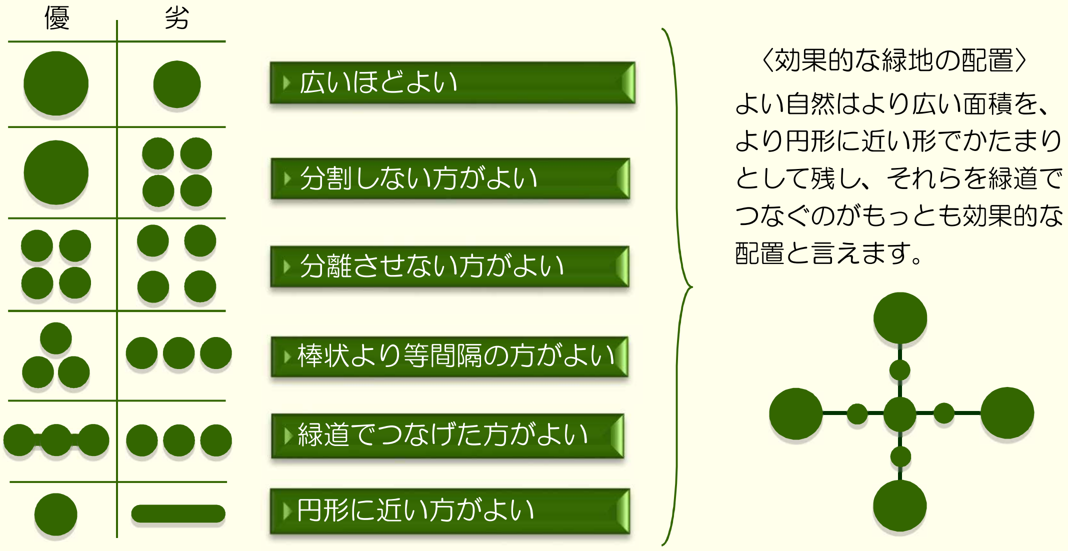

図 31　エコロジカルネットワークの形成　生態系の拠点間の連携の確保
［環境省 平成８年版環境白書 を基に作成］

※ は、用語集に記載のある用語

〈生きものの生息環境確保の観点からの緑の基本計画の策定（改定）の手順〉

＊「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」（国土交通省都市局）から作成

➢　現況調査と調査結果の分析・評価、評価結果を踏まえた課題の整理と目標設定

地形や水系、植生など自然的条件に関する調査や、土地利用の状況、関連計画等社会的条件に関する調査に際しては、動植物の分布状況の把握といった生きものの生息環境確保への配慮なども検討の上、課題を整理し、目標を設定します。

生きものの生息環境は、行政区域を超えて形成されることが重要なため、隣接市町村の計画を参照するとともに、図32に示したような生きものの生息状況など、県域の状況も参考にすることが望まれます。

県では、今後、市町村や関係機関等とも連携し、情報の段階的蓄積を図り、情報提供を充実していきます。

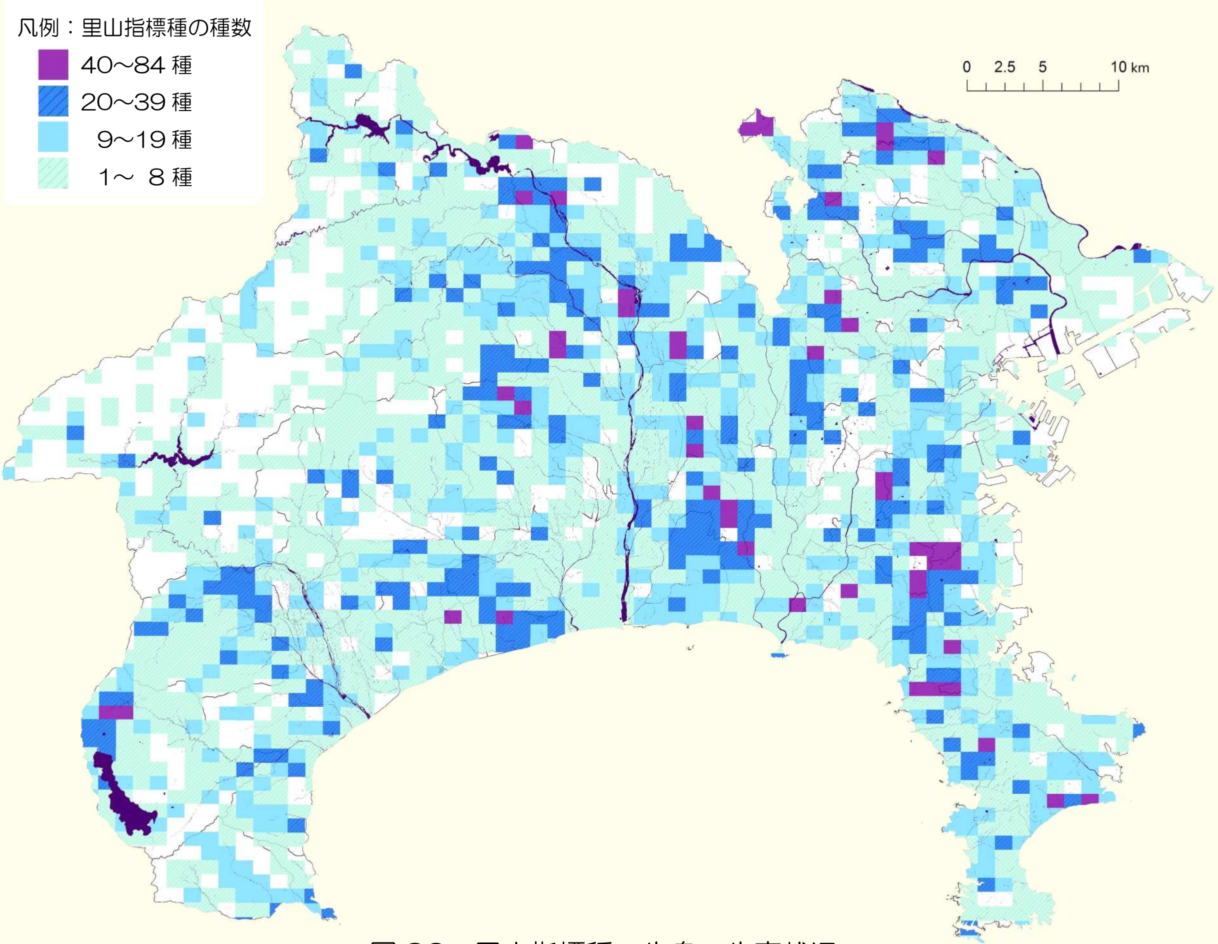

図 32　里山指標種の生息・生育状況

[2014(平成 26)年度 神奈川県生物多様性保全基本方針図作成委託事業結果から作成]

＊　本県では、丹沢山地や箱根山地の山麓一帯に広がる里地里山をはじめ、酒匂川や相模川などの沿岸に広がる水田などのまとまりある農地、都市にモザイク状に存在する農地、三浦半島の大規模な丘陵やその周辺の谷戸など、種の多様性に富み、生きものの生息・生育環境としても重要な「里山・農地生態系」が各地域で見られます。

図 32 は、市町が緑の基本計画を策定する際の参考となるよう、指標となる植物と昆虫種の種数から「里山・農地生態系」の生物多様性の状況を示すものとして試験的に作成したものです。

- 緑地の配置方針

生きものの生息環境確保に必要な中核地区などの地区を設定し、配置方針を検討します。

- ✓ 中核地区 ― 都市郊外に存在しほかの地域への動植物種の供給等に資する緑地
- ✓ 拠点地区 ― 市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する緑地
- ✓ 回廊地区 ― 中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地
- ✓ 緩衝地区 ― 中核地区、拠点地区、回廊地区に対する緩衝機能を発揮する地区

- 施策の検討

生きものの生息環境確保のための緑地の保全を図るため、「ア 緑地等を保全する制度の活用」で示した制度のほか、活用可能な手法としては、次のようなものが考えられます。

- ✓ 地区計画等緑地保全条例制度（都市緑地法第 20 条）
- ✓ 地区計画等緑化率条例制度（都市緑地法第 39 条）
- ✓ 緑地協定制度（都市緑地法第 45 条、第 54 条）
- ✓ 市民緑地制度（都市緑地法第 55 条）
- ✓ 緑化地域制度（都市緑地法第 34 条）
- ✓ 市民農園制度（市民農園整備促進法）
- ✓ 保存樹・保存樹林の指定
- ✓ 公共施設緑化、緑道や街路樹の整備、道路法面緑化等
- ✓ 市民との協働による緑地保全の仕組み

- モニタリング（計画策定後）

緑の基本計画策定後もモニタリングを継続的に実施し、施策の効果や目標の達成状況等を十分に把握・検証した上で、緑の基本計画の必要な見直しを行っていくことが必要です。

モニタリングデータについて可能な限り県や隣接市町村等と情報共有を図り、施策の充実を図っていくことが望まれます。

● 緑地の持つ様々な機能を生かしたまちづくりの観点からの策定（改定）

緑地は、生きものの生息・生育環境をはじめ、大気の浄化や気温の調整など「環境の維持・改善」、水源かん養、良好な景観や歴史的空間の形成、健康・レクリエーション、防災など、様々な機能を有しています。これらは「グリーンインフラ」と呼ばれており、例えば、丹沢山地の森林を保全すれば水源かん養機能や防災機能を高めることができたり、三浦半島のように地域制緑地によって豊富な緑地を保全すれば、景観保全や観光資源になると同時に、気候緩和にも役立つといった複合的な機能により、社会的な問題を解決することが可能になります。

一方で急斜面の樹林地に近すぎる住宅地は土砂災害が発生する危険度が高まるなど、緑地の機能を生かすには、まちづくりの視点からの課題整理が不可欠です。緑の基本計画で、まちづくりと緑地をトータルに検討することが必要です。

なお、緑地の機能維持増進を図るために行う大径木の択伐など、高度な技術を要する取組については、都市緑地法に基づく「機能維持増進事業」と位置づけ、実施の方針を定めておくことも必要です。

● **限られた自然資源や財源を生かした生物多様性の保全（改定）**

開発圧の高い都市の自然資源は限られており、計画的で合理的な手法が困難な場合があります。また、開発圧の低い山間部のみどりも、人口減少や農林業従事者の減少による担い手の減少、保全のための財源の不足などの制約があります。

県内の自治体では、特別緑地保全地区などの地域制緑地をはじめとして、市民緑地、市民の森、保存樹林制度、都市公園、自然公園、県のトラスト制度等を組み合わせて保全されていますが、財源や維持管理体制の面から行政による保全が難しいという場合は、環境省の自然共生サイトの活用も有効です。

(5) 立地ごとのみどりの特性

本市のみどりには、相模野台地から連続する北部丘陵のみどりや寒川町から続く農地のみどり、河川のみどり、海岸のみどり、まちのみどりがあります。これらには生きものを育み地域にうるおいをもたらす樹林地や農地、草地、水辺、地域住民によって守られてきた社寺林や屋敷林など、多様なみどりが残されています。

1) 北部丘陵の樹林と谷戸のみどり

北部丘陵は、斜面林と低湿地などからなる谷状の地形「谷戸」が見られる複雑な地形となっており、樹林や草地、湿地、細流などが多様な生きものの生息・生育環境となっています。また、人々の生活との関わりの中で育まれてきたケヤキや竹林などの屋敷林が見られます。これらの環境が一体となって存在することにより、本市の生物多様性が豊かなものとなっています。

市民の森のツリーハウス

自然環境評価調査では、特に自然環境上重要な地域として、清水谷（しみずやと）、行谷、赤羽根十三図、柳谷（やなぎやと）、長谷（ながやと）があげられています。また、赤羽根から甘沼に続く赤羽根斜面林などの優れた景観が見られます。

また、豊かな自然と景観が残されていることから、県立茅ケ崎里山公園や市民の森に代表されるように、市民が自然観察やハイキングなどのレクリエーションを通じて自然とふれあう場としても貴重なものとなっています。

清水谷

堤字天神原周辺にある谷戸で、源頭部にある湧き水は駒寄川の源流の一つとなっています。平成 24 年(2012 年) 3 月に 4.9 ㌶が特別緑地保全地区に指定されました。市民団体「清水谷を愛する会」により保全管理作業が行われています。

<確認されている主な生きもの>

植物：オオハナワラビ・ヒトリシズカ（樹林)、フユノハナワラビ(草地)、チダケサシ・ボントクタデ(水辺)
鳥類：ヤマガラ(樹林)
両生・は虫類：シュレーゲルアオガエル(樹林)、アオダイショウ(草地)、ヒバカリ(水辺)
昆虫類：ヤマトタマムシ(樹林)、オニヤンマ・ケラ(水辺)

赤羽根十三図

引地川水系の小糸川の源流にあたる谷戸です。平成 28 年(2016 年) 3 月に約 2.9 ㌶が特別緑地保全地区に指定されました。谷戸部分を中心に市民との保全管理作業を実施しています(年 4 回程度)。地区の西側を通る市道沿いの草地も生きものの生息・生育環境となっています。

<確認されている主な生きもの>

植物：ダイコンソウ・ヤマユリ(樹林)、ヒトツバハギ・ワレモコウ(草地)、チダケサシ・ツボスミレ（水辺)
鳥類：ホオジロ(草地)
両生・は虫類：ニホンアカガエル(水辺)
昆虫類：クロカナブン・トゲナナフシ(樹林)、クツワムシ・スズムシ(草地)、オニヤンマ・シマアメンボ(水辺)

茅ヶ崎市みどりの基本計画における特別緑地保全地区の紹介

茅ヶ崎市はみどりの基本計画で、「自然環境評価調査」結果を基に、エリアごとの「みどりの特性」を分析し、特別保全地区のみどりを重要度の高い自然環境として位置付けて保全に取り組んでいます。

（２） 野生鳥獣との共存を目指した取組

＜野生鳥獣との棲み分け＞

野生鳥獣との共存を目指して、人と鳥獣の棲み分けを図っていくことにより、農作物被害や生活被害、人身被害など野生鳥獣との軋轢を軽減していくため、地域住民や市町村など地域の関係者が主体となった取組を促進します。

具体的には、被害をもたらす鳥獣の生態や被害の状況、地域の実情等に応じて、地域住民や市町村など地域の関係者が主体となって行う鳥獣の捕獲や追い払い、農地等への侵入を防止する防護柵の設置と管理、鳥獣の隠れ場所や移動ルートとなる藪の刈り払い、鳥獣を誘引する一因となる放置された果樹の除去等の対策を支援します。

また、野生鳥獣への安易な餌付けは、人が与える食物への依存や人馴れが進むこと等により人身被害や農作物被害等の誘因となり、個体数が増加して生態系のバランスを崩すなどの影響も生じさせるおそれがあるため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な場合を除き、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等を行います。

＜ニホンジカ・ニホンザル・イノシシの管理＞

林床植生など生態系への影響が大きく農林業被害も生じているニホンジカについては、「第５次ニホンジカ管理計画」に基づき、個体数調整、生息環境管理及び被害防除対策を実施します。

農作物被害や生活被害、人身被害が継続しているニホンザルについては、「第５次ニホンザル管理計画」に基づき、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う取組を実施します。

相模川以西での恒常的な農作物被害に加え相模川以東での分布拡大が懸念されているイノシシについては、「第２次イノシシ管理計画」に基づき、被害防除対策及び捕獲の取組を実施します。

ニホンジカ

ニホンザル

イノシシ

（３） 外来生物の監視と防除

県内に生息する外来生物について、県民等の協力も得て情報の把握に努め、広域的・専門的見地から対応の方針を整理していきます。

特に生態系への影響や農作物被害、生活被害が大きいアライグマ、クリハラリスについては、県が防除実施計画を策定し、市町村等と連携して計画的な捕獲や分布拡大の防止などの防除対策を進めます。

また、県民、企業等に向けて外来生物の影響や防除の必要性、県民等が取り組むことができる対策等について情報発信や普及啓発を行うとともに、地域住民等による防除活動への技術的支援や防除手法を確立するための試行的対策を行うなど、多様な主体による外来生物の防除を促進します。

アメリカザリガニの駆除を通じた外来生物に関する普及啓発
（自然環境保全センター）

（４） 生物多様性への負荷を軽減する取組

開発などの事業に伴う生物多様性への負荷を軽減するための取組を進めます。

ア　環境に配慮した計画的な土地利用

＜神奈川県土地利用調整条例に基づく適切な開発調整＞

県民の生活や生産の共通の基盤である県土について、自然環境との調和や保全を図りながら、総合的かつ計画的な利用を推進するため、市街化調整区域などにおいて、開発や埋立を行う際、法令に基づく許認可の前に土地利用調整を行います。

＜神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価＞

道路の建設、工場・事業場の建設など一定規模以上の開発事業を行う場合、開発事業による環境への影響をできる限り低減するため、周辺の環境に及ぼす影響を、事業者が自ら事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれの立場で意見を出し合うことにより、環境に配慮したものとする取組を進めます。

＜みどりの協定※実施要綱に基づく開発時の緑地面積の確保＞

事業所の建設、住宅団地の造成、大規模小売店舗の建設、土石の採取など１ha以上の開発事業を行う場合、自然環境の維持・回復を図るため、事業者と協定を締結し、開発区域において一定規模の緑地面積を確保します。緑地面積の確保に当たっては、現存する自然度の高い植生をできる限り保存するなどの配慮について調整します。

イ　農林水産業の振興における環境への配慮

＜環境保全型農業の推進＞

環境と調和する農業の一層の推進を図るため、堆肥等による土づくりと、化学肥料や化学農薬の使用量を県の慣行レベルから30%以上削減する生産方式を導入しようとする農業者をエコファーマーとして認定するなど、環境保全型農業を推進します。

＜水産資源の適切な管理の推進＞

持続的な水産資源の利用を図るため、魚種ごとに資源管理指針・方針を策定し、主要な水産資源の持続的なモニタリング等を行い、調査によって得られた情報を漁業関係者に提供するなど、適切な資源管理を推進します。

コラム８　**取組事例：マアナゴの資源管理**

本県では、サバ類やキンメダイ、ヒラメなど 13 魚種、定置網漁業など２漁業種類について、資源管理指針を作成しています。県内の 16 の漁業協同組合がこの指針に基づいた資源管理計画を作成しており、2015（平成 27）年度は、全部で 31 の計画が作成されています。

例えば、マアナゴは、漁業者が作成する「アナゴ筒」と呼ばれる塩ビ管の漁具を漁船に 100 本以上積んで　出漁しますが、マアナゴの資源管理計画では、毎週水曜日と日曜日を休漁日としているほか、アナゴ筒を海中に沈めるために空けている水抜き穴を大きくして（直径 13mm 以上）、小さいアナゴを逃がす取組を実施しています。

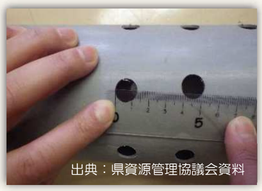

アナゴ筒と水抜き穴

※ は、用語集に記載のある用語

３　生物多様性の保全のための行動の促進

（１）生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信

県民や事業者、行政などの様々な活動主体が生物多様性の保全のための行動をとるよう、生物多様性に関する様々な情報を収集し、発信します。

＜生物多様性に関する情報サイトの整備＞

生物多様性に関する情報を集約して発信する情報サイトを整備し、県民や事業者等に向けて、生物多様性に関する基本的な情報や外来生物に関する情報など多様な情報をわかりやすく提供します。

＜生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用＞

県内市町村や他県の博物館、大学、市民団体などと連携して、生物多様性に関する情報を収集し、共有に努めるとともに、植生や動物、昆虫などの生物相を調査し、地域の生態系を理解・保全するための取組等に活用します。

レッドデータ昆虫調査

また、過去から現在に至るこれら自然史資料（証拠標本等）を県立生命の星・地球博物館で適切に保管し、未来の環境保全活動に生かします。

さらに、県民の生物多様性への関心を高め、配慮や保全のための行動を促進するため、県民参加で生きものの情報を把握していく仕組みづくりを進めます。

コラム９　**取組事例：傷病鳥獣救護活動から得られた情報の活用**

本県では、人為的な要因により傷ついた野生鳥獣を救護施設で救護*しており、野生鳥獣が救護された場所の情報や救護原因から、生息環境や生息状況に関する情報を得ることができます。得られた情報をホームページ等で発信して、野生鳥獣が傷つくことを防ぐために人間ひとりひとりができる配慮について普及啓発するほか、生物多様性保全に活用することが可能となります。

＊野生鳥獣の生死は生態系の自然なプロセスの一部であり人間がむやみに介入することは、必ずしも野生鳥獣のためにはなりません。野生鳥獣を見つけても基本は手を出さず、自然の営みに任せるのが原則です。本県では、この基本の考え方を踏まえた上で、次の４項目をすべて満たす場合に救護対象としています。

１．人為的な要因で負傷したり、病気となったもの
２．神奈川県内で保護されたもの
３．もともと神奈川県に生息する在来種
４．鳥類もしくは中型以下の陸生哺乳類

骨折の治療をしたオオタカ

（２） 多様な主体による取組の促進

県民や事業者、行政など多様な主体が行う、生物多様性への配慮や保全のための取組を促進します。

＜生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用＞

県民、市民団体、企業、市町村などによる生物多様性への配慮や保全の取組事例などに関する情報を収集し、提供することにより、保全活動等に取り組む各主体の相互協力、交流等を支援します。

また、生物多様性に配慮した製品やサービスの認証制度など、県民の理解と行動に繋がる情報を収集し、広く県民に提供します。

＜県民、企業、市町村等による取組への支援＞

県民、市民団体、企業及び市町村などの生物多様性への理解を深め、その保全と配慮に向けた行動を促すため、各主体に生物多様性に関する講座、研修会などの開催を働きかけるとともに、こうした講座や、事業、自然共生サイトの申請等の相談に対し、アドバイザー派遣制度等を通じて、専門的、技術的なアドバイスを行い、ニーズに合わせたオーダーメイド型の取組支援を行います。

＜かながわのナショナル・トラスト運動の推進＞

県内の優れた自然環境や歴史的環境を保全し、みどり豊かな美しい神奈川を次の世代に引き継ぐため、公益財団法人かながわトラストみどり財団、県民、企業、市町村等と一体となって「かながわのナショナル・トラスト運動」を推進します。

桜ヶ丘緑地内の田んぼ

＜県民参加による自然環境保全活動の推進＞

ボランティアによる丹沢大山の自然再生に向けた活動や水源地域の森林づくりの活動など、県民参加による自然環境保全の取組を推進します。

（３） 環境学習・教育の推進

自然が実感できる場を提供するなど、自然環境を利活用した取組等を通じて、生物多様性に関する環境学習・教育を推進します。

＜学校における環境学習・教育の推進＞

小・中・高等学校などでは、植物の栽培や動物の飼育を通して自然の仕組みを学ぶことや、学校の立地条件を生かした海や里山などでの自然体験など、身近な自然から発見をする体験的な学習などの環境教育を推進します。

また、総合的な学習の時間などでの環境学習に際して、豊富な知識・経験を有する専門家を講師として派遣することや、教員への研修講座、生物多様性に関する学習映像教材の提供を行うほか、民間企業と連携して学習に活用できる情報の発信などを行います。

環境・エネルギー学校派遣事業
「かながわ環境教室」

＜地域における環境学習・教育の推進＞

自然環境保全センター、環境科学センター及び県立生命の星・地球博物館等において、県民向けに生物多様性の保全や自然の仕組みなどに関する講座、自然観察会などを開催します。

また、自然観察会の指導者などを対象にした研修会を実施するなど、生物多様性に関する環境教育を担う人材の育成に取り組みます。

県立生命の星・地球博物館 講座
春の里山の草花ウォッチング

＜小網代の森における自然観察会などの実施＞

市民活動団体等と協働し、アカテガニ放仔観察会や、子どもたちが自然観察と干潟等の清掃活動を体験できる「こども小網代ボランティア」を実施するなど、源流から海までの流域がまるごと残されている小網代の森を環境学習の場として活用します。

アカテガニ放仔観察会
（三浦市小網代の森）